漢代の暦法より見たる左伝の偽作

飯島忠夫

此の一篇は明治四十四年の秋に起草したもので、著者が支那の古暦の研究を通じて古代史を批判した最初の作である。漢武帝以前の暦法に関する部分はまだ甚だ疎漏未熟なものであって、それは後年の研究の結果によって多くの補正を要するのであるが、著者の研究の態度は此の篇に於て決定されたのであるから、鶏肋棄て難い感もあるので、茲に輯録することとしたのである。

一　序　言

古暦研究の必要　凡(およ)そ古代支那の経籍を研究するには、文学の方面よりすることも、哲学の方面よりすることも、皆重要なれども、また決して歴史、地理、言語、文字、宗教、芸術等の方面を閑却すること能(あた)わず。而(しこう)して古代に於ける学術の重要部分を占めて歴史宗教等と密接の関係ある天文暦数の学を疎外することは固(もと)より能(あた)わざるなり。吾人近者此に感ずる所あり、上古より漢代に至るまでの暦法の変遷発達の跡を考察して、之を西方諸国の暦法に比較し、更に飜(ひるがえ)りて春秋左氏伝に於ける暦日の記載を稽査し、其の前漢の末葉に出でたる暦法と符節を合するが如きを見て、遂に左氏伝の一書が前漢の末葉に於て偽作せられたものなることを断定するを得たり。今左に之を詳説して、敢(あえ)て大方の批判を請わんとす。

二　上古より漢代に至るまでの暦法の変遷

古暦研究に必要なる文献　支那上古以来の暦法を記載せるものにして、研究者の必ず通観すべきものは、書経の堯典、詩経の豳風七月の篇、礼記の月令、大戴礼記の夏小正、淮南子の天文訓、史記の天官書、歴書、(歴は暦の古字) 漢書以下の正史中に在る律歴志、等これなり。而して秦蕙田の観象授時、雷学淇の古経天象考の如きは皆価値ある研究にして、ジェームズ・レッグ (James Legge) が英訳書経 (The Chinese Classics. Vol. III) の巻首に附載せる「古代支那人の天文学」(On the astronomy of the ancent chinese.) の一篇も亦必読の価値あるものとす。此の篇はジョン・チャルマーズ (John Chalmers) の研究に成りたるものにして、現代天文学の智識を応用してよく縦横の観察を遂げ、尤も学者に稗益を与うるものなり。

孔子の時代の暦法　孔子の[1]時代に於ては、なお太陽が黄道を一周するの日数を三百六十六日と定めて、太陰暦を用いたれども、其の閏月の置き方に就きては未だ一定の規則を発見する能わずして、ただ暦法を掌る大史の官が、任意に閏月を挿入して四時の錯誤を正したりしものの如し。書経の堯天に「朞三百有六旬有六日、以二閏月一定二四時一成レ歳」といえるは、上古より暦家の中に伝わりたる規則にして、孔子の時代に於ても、なお生命ありしものなり。此の三百六十六日を一年とする事は、啻に孔子の時代までに行われたるのみならず、漢の武帝の頃迄もしかく信ぜられたりと思わるる証左あり。そは尚後に述ぶべし。一回帰年 (Tropical year) の真の日数が三百六十五日五時四十八分四十五秒五一なることは、近代天文学の確定する所なれば、三百六十六日は真の日数より増すこと四分の三日餘にして、四年にして三日餘りの差を生ずることとなる。又此の時代に於て一月の日数を幾何とせしかにつきては何等の記録も存せざれども、一年の日数既に不精確を

以て甘んぜらるる時に於て一月の日数のみ精確なるべき道理なかるべく、察する所、一月を二十九日二分の一と数うる位の程度に止るべければ、（新月より次の新月までの日数は二十九日十二時四十四分二秒六八四を正しとす。）之を重ねて十二月を一年とし、其の真の一年に足らざる日数大凡十日程ずつの、積りて一月に達するを待ちて一閏月を挿入し、之によりて年月の調和を謀るにつきても、未だ一定の規則は発見せらるべくもあらず。此の如き粗雑なる方法によりたる計算の忽ち天象の実際と齟齬して、常に適宜の修正を加うるを要することは多言を須いずして知るべし。此の時代に於て修正の標準となりしものは北斗七星にして、此の星座は年中常に隠るることなく、其の柄に当る部分が春に於て指す方向の毎月変じ行きて、一年にして一周を了るものなれば、季節の位置を定むるには最も便利なるものなりと雖も、之のみによりて閏月の位置を整頓せんには、未だ粗漏あるを免るべからず、されば、一年の始を立春の頃即ち冬至以後約四十五日に置くは、上古よりの定めなれども（堯天、月令、夏小正、七月等の諸篇に精し）閏月の挿入不整なるが為に、往々錯誤を生じて、冬の中に歳首を見るに至れることもありて、孔子の盛時には既に大抵此の仲冬の歳首を普通とするに至れり。詩経の小雅四月の篇に「四月維夏。六月徂暑」とあり、此の篇は周の幽王の時に成りしものにして、其年の正月は正しく立春の頃に当れり。然るに又、小雅十月の篇には、「十月之交。朔日辛卯、日有レ食レ之。亦孔之醜」云々の句あり、此の日食は、支那の古文学に見えたる最古のものにして、最も精確なるものなり。但し書経の夏書にある胤征の篇にも日食の記事あれども、此の篇は古文尚書中に属するものにして、其の真偽につきて疑あるものなれば取らず。さて此の十月之交の日食を、チャルマーズが現代の暦法によりて推算したるものによりて見れば、これ幽王六年の事にして、西暦紀元前七百七十六年陽暦八月二十

九日に当れり、されば此の年の正月は冬至の頃に在り。同じく幽王の時代に於てすら已に此の如き齟齬あり。尚少しく後れて之を春秋の記載に検すれば、又屢々此の種の出入あるを認むべし。今チャルマーズの推算する所によれば、陰公三年 (B.C. 720) の正月元日は陽暦一月十六日に、桓公九年 (B.C. 704) のは一月二十日に、荘公六年 (B.C. 689) のは一月四日に、同九年 (B.C. 686) のは一月一日に、僖公元年 (B.C. 659) のは一月三日に、僖公三十一年 (B.C. 629) のは一月八日に当りて、皆冬至の後に在り。次に宣公三年 (B.C. 606) 正月元日は前年十一月十八日に、成公七年 (B.C. 584) のは十一月十六日に、襄公十六年 (B.C. 557) のは十一月十七日に、昭公元年 (B.C. 541) のは十一月十九日に、同十二年 (BC. 530) のは十一月十八日に、同十五年 (B.C. 527) のは十一月十五日に当りて、皆冬至より一月以前に在り。此の如く春秋二百四十二年中、正月元日が冬至後に在るものあり、冬至より一月以前に在るものあり。然も其の大部分は尚太陽暦の十二月即ち冬至の頃に在り、漢代の学者の伝うる所によれば、夏、殷、周の三代に於て、夏は立春の頃を以て歳首とし、殷は夏の十二月を歳首とし、周はまた一月を溯りて夏の十一月即ち冬至の頃を以て歳首としたりといえり。所謂三正の説是なり。されど其実は然らずして、春秋の時代に於てすら、なお此等の出入ありしなり、されば周は常に冬至の頃を以て歳首とすといえるは、春秋時代に於ける大体の傾向を指せるものとなすべく、而して往々歳首の出入を見るは、畢竟暦法の不備によるものにして、閏月の位置につきて、後世に於けるが如く、三十三月若しくは三十四月毎に一回を置くの規則なかりしによるものと認むるの外なし。尚お降りて史記の「秦楚之際月表」を検査すれば、其の時代には三十六月を隔つる毎に一閏を置きたり。之によれば、秦の時代にも、なお閏月挿入の正則は発見せられざりしなり。而して此の時代には既に所謂夏の十月を以て歳首とするに至り、最

初立春の頃を以て歳首とせし時に比ぶれば、全く一季の差を生ずることとなれり。

註

(1) 孔子の時代の暦法が一年の日数を三百六十六日として居たということは、孔子の編纂と謂われて居る書経の堯典の記載に拠ったのであるが、後年の研究の結果、堯典の天文記事は其の実、戦国時代の天象を取ったものと考えねばならぬこととなったから、その一年の日数もまた戦国当時の智識と推定せられる三百六十五日四分の一の概数を取ったことと考えられるので、此の一節は大修正を要することとなったのである。

古代に於ける食の知識　日食及び(1)月食に関する智識は此の頃如何(いか)なりしかと尋ぬるに、月食の算出法は既に明(あきらか)になり居たるが如くなれども、日食の方は未だ全く知られず。されば詩経小雅十月の篇にも「彼月而食、則維其常。此日而食。于何不ㇾ臧」とありて、日食は天が大なる凶変を下すの前兆と信ぜられ、春秋には月食の記事存せざれども、日食をば必ず記載し、其時には社に於て鼓を撃ち、犠牲を捧げて祈祷したることをも記したり。正史の律歴志に日食算出の法を載せたるは隋書に始まれり、されば隋以前に於ては暦家も未だ之を知らざるものありしなるべし。

註

(1) 古代に於ける食の智識の論もまた大修正を要する。日月食の算法は戦国時代に於て西方から伝来したと思われるのである。その詳細は『支那暦法起原考』第十七章「支那の古代に於ける食と朔との智識」の條に論じて置いた。

漢代の暦法　漢に(1)及びても、なお秦代の暦法を襲用すること久しく、公孫臣等の如き、多少の変更を試みんとするものも往々之なきに非ざりしが、皆行われずして止み、武帝の大初元年(B.C. 104)に至りて、始

めて新に太初暦を用い、ここに暦法の大革新を見るに至れり。史記の歴書に曰く、

高后女主皆未レ遑。故襲二秦正朔服色一。至二孝文時一。魯人公孫臣、以二終始五徳一上書言。漢得二土徳一。宜下更レ元改二正朔一易中服色上。当レ有レ瑞、瑞黄龍見。事下二丞相張蒼一。張蒼亦学二律歴一。以為レ非レ是。罷レ之。其後黄龍見二成紀一。張蒼自黜。所レ欲二論著一不レ成。而新垣平以二望気一見。頗言下正二暦服色一事上。貴幸。後作レ乱。故孝文帝廃不二復問一。至二今上（孝武帝）即位一。招二致方士唐都一分二其天部一。而巴落下閎運レ算転レ歴。然後日辰之度与二夏正一同。乃改レ元。更二官号一。封二泰山一。因詔二御史一曰。乃者有司言二星度之未レ定也。広延宣問。以理二星度一。未レ能レ詹也。蓋聞。昔者黄帝合而不レ死。名察度験。定二清濁一。起二五部一。建二気物分数一。然蓋尚矣。書缺楽弛。朕甚閔焉。朕唯未レ能レ循也。紬二続日分一。卒応二水徳之勝一。今日順二夏至一。黄鐘為レ宮。林鐘為レ徴。太簇為レ商。南呂為レ羽。姑洗為レ角。自レ是以後気復正。羽声復清。名復二正変一。以至二子日一。当二冬至一。則陰陽離合之道行焉。十一月甲子朔旦冬至己詹。其更以二七年（元封）一為二太初元年一。云々。

と、之によれば、武帝が唐都、落下閎（らくかこう）等を用いて新暦を作らしめたるは、上古以来の暦法の一時廃頽に及べるを復び振興せしものにして、所謂（いわゆる）夏代の暦法に合せしめたるものの如し。されど其実際を検すれば、正に是れ破天荒の事業なり、此の時よりして六十年を一週期とすること始まり、十九年に七閏月を置くの事即ち三十三月若（も）しくは三十四月毎に一閏月を挿入する事始まり、七十六年を以て年月日の初の再び一致するの期となすの事始まり、三百六十五日四分の一を一年とすること始まれり。而（しこう）して新月より次の新月に至る迄の日数を二十九日九百四十分の四百九十九、即ち二十九日十二時四十四分二十五秒五三二とすることも、正に此等に伴いて此の時より始まれるなり。何となれば十九年の月数を二百三十五として其の中に七閏月を含ましめ、

其の間の日数を六千九百四十日となし、四回即ち七十六年の内に於て一日を減じて二万七千七百五十九日とする事は、実に二十九日九百四十分の四百九十九なる数に基づけるものにして、秦楚の際に於ける三十六月毎に一閏月を挿入するが如き計算は決して此の数を豫想するものにあらざればなり。此の如くにして此の太初暦法に於ける一年及び一月の日数は前代に比すれば頗(すこぶ)る精密なるものとなりたれど、なお一年に於て十一分十四秒四九を増し、一月に於て二十二秒八四九を増し居るを以て、未だ不完全たるを免れざるものなり。

註

(1) 漢代の暦法については、太初元年以前とその以後とを劃然と区別して置いたが、後年の研究の結果、秦始皇以後漢武帝太初元年以前に用いられた顓頊暦と、太初元年以後に用いられた太初暦とは、同一の常数を用いて、ただ暦元の取り方を異にするだけのものと判明したので、此の一点も修正を要するのである。

暦術甲子篇　史記の歴書の中に暦術甲子篇あり。太初元年より始めて七十六年間に於ける毎年の月数及び大餘小餘の数を掲ぐ。大餘小餘とは即ち歴術上の用語なり。今一例を挙げて之を説明せんに、太初元年の下には大餘五十四、小餘三百四十八と記せり。こは此の年に於ける太陰暦一年の日数より六十日即ち十干と十二支との最小公倍数の或る倍数を減じ去りたる数が $54\frac{348}{940}$ 日なることを示せるものにして、此の年は平年十二ヶ月なれば、其の總日数は $29\frac{499}{940}\times 12 = 354\frac{348}{940}$ なるを以て $354\frac{348}{940} - 60$ の倍数 $= 54\frac{348}{940}$ となるなり。又此の年に他の大餘小餘ありて、大餘五、小餘八と記せり。こは $365\frac{1}{4} = 365\frac{8}{32}$, $365\frac{8}{32} - 60$ の倍数 $= 5\frac{8}{32}$ なることを示せるものにして、前者は太陰の運行を主とし、後者は太陽の運行を主とせるものなり。此の如くにして

十九年を経れば、其間の月数 $12 \times 19 + 7 = 235$ を得、又其間の日数 $29\frac{499}{940} \times 235 = 6939\frac{3}{4}$ を得。之を太陽年十九年の日数 $365\frac{1}{4} \times 19 = 6939\frac{3}{4}$ に比較するに全く相同じ。而して更に暦術甲子篇を検すれば、太初元年より十九年を経て正に大餘三十九、小餘七百五、大餘三十九、小餘二十四と記されたり。前者は即ち $6939\frac{3}{4} - 60$ の倍数 $= 39\frac{705}{940}$ を意味し、後者は即ち $6939\frac{3}{4} - 60$ の倍数 $= 39\frac{3}{4} = 39\frac{24}{32}$ を意味す。尚進みて七十六年の終に至れば其総日数 $6939\frac{3}{4} \times 4 = 27759$ を得て、全く小餘即ち分数の部分なきこととなり、ここに太陽の運行即ち年と、太陰の運行即ち月と、恒星の運行即ち日との初の再び全く相一致するの期に達す。以上は即ち暦術甲子篇の組織にして、武帝が認めて以て夏代の暦法の復興となす所のものなり。

干支の異名と木星紀年法　暦術甲子篇に於ては、尚各年に附するに十種の名と十二種の名とを配合したる名称を以てせり。十種の名とは、焉逢、端蒙、游兆、彊梧、徒維、祝犂、商横、昭陽、横艾、尚章を云い、十二種の名とは、困敦、赤奮若、摂提格、単閼、執徐、大荒落、敦牂、協洽、涒灘、作噩、淹茂、大淵献を指す。此の十種と十二種との配合は六十年にして一週を終るものにして、後世に至りては、本来日に附せられたる甲乙丙丁戊己庚辛壬癸即ち十干と、子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥即ち十二支との配合を移して之を年に懸けて呼び、焉逢摂提格の歳を甲寅、端蒙単閼の歳を乙卯等と称するに至りたり。此の六十年を以て一週期とすることは、其の基づく所木星の運行にあり。史記の天官書に木星の運行を叙して、「歳行三十度十六分度之七。率日行十二分度之一。十二歳而周天。」といえり。これ即ち当時周天の度数とせられたる三百六十五度四分の一を除するに、三十度十六分の七を以てすれば、其の商十二を得ることを示すものにして、之を算

式にて示せば、$365\frac{1}{4} \div 30\frac{7}{16} = 12$となる。而して木星は歳星と称せられて、歳の順序を定むるの標準たることを明示せられたり。而して之を六十年の週期となせるは、普通の記数法たる十進法との調和を謀りたるに外ならざるべし、

武帝改暦の際に於ける旧暦家の反対　武帝の改暦は実に破天荒の事業なれば、旧法を墨守せんとする一部の暦家は、屢々之と激争し、太初元年以後三十六年を経て、議論始めて定まるに至れり。漢書律歴志には詳に此の事を載せたり、律歴志の云う所によれは、此の改暦の主たりしものは治歴官の鄧平(1)といえる人にして、彼の唐都、落下閎の如きは民間より出でて之は与れるものなり。鄧平は之によりて大史丞となれり。其後二十七年を経て、時の大史令たりし張寿王は上書して改暦の不可を述べ、

暦者天地之大紀。上帝所二為伝一。黄帝調二律歴一。漢元年以来用レ之。今陰陽不レ調。宜二更レ歴之過一也。

といい、又

太初歴虧二四分日之三一。去二小餘七百五分一。以レ故陰陽不レ調。謂二之乱世一。

といい、頻に新暦家と抗論せしか、元鳳六年に至りて、遂に旧暦家の敗に帰したり。太初元年を距ること実に三十六年なり。此の張寿王の書中に、太初歴は四分日の(2)三を虧き、小餘七百五を去るといえるにつきて、熟々其の意義を察するに、これ旧暦法が此の頃尚一年を三百六十六日とせるに対して、新暦法が三百六十五日四分の一とせるを非難するものなること殆んど疑なし。何となれば$366 - 365\frac{1}{4} = \frac{3}{4} = \frac{705}{940}$なればなり。されば堯典に載せたる「朞三百有六旬有六日」は武帝の時まで常に信奉せられたる数なりしなり。旧暦家の敗北は免るべからざるの運命なれど、三十六年間の抗論ありたるを以てすれば、新暦が極めて急激の変化たり

しを知るに難からず。

註

(1) 太初暦は最初には唐都、落下閎が関係し、後に鄧平が関係したのである。唐都、落下閎の用いたものは、暦術甲子篇であり、鄧平の用いたものは、一年の日数を $365\frac{385}{1539}$ とし、一月の日数を $29\frac{43}{81}$ としたものである。

(2) 四分日の三を虧いたというのは、太初元年の初にある冬至と朔との合一する時刻を、それより以前の暦法ではその日の夜半即ち午前零時から一日の四分の三即ち十八時間を進んだところの午後六時として居たのに、太初暦では改めて、その日の夜半として、一日の四分の三だけ前へ引上げたことを指したのである。此の條訂正。

武帝改暦以前に於ける新法の痕跡

飜(ひるがえ)って太初元年以前に於て、新暦法の既に多少世に知られたることありしや否やを按(あん)ずるに、唐都、落下閎(らくかこう)等の如きは姑(しばら)く置きて論ぜざるも、淮南子(えなんじ)の天文訓には既に詳密なる記事あるを見る。淮南子(えなんじ)は淮南王(わいなん)劉安が、多くの学者を集めて編纂せしめたる書にして、其の治世は孝文帝の十六年(B.C. 164)に始まり、武帝の元狩元年(B.C. 122)に終る。元狩元年は太初元年を距(へだた)ること十八年前にして、武帝即位の後十九年に当れり。されば淮南子(えなんじ)の書の編纂は、凡(およ)そ武帝の初年に当るべきか。其の天文訓中に曰く、

歳星(中略)十二歳而行二十八宿。日行十二分度之一。歳行三十度十六分度之七。十二歳而周。日行一度。以周於天。日冬至峻狼之山。日移一度。凡行百八十二度八分度之五。而夏至牛首之山。反覆三百六十五度四分度之一。而成一歳。

天一元始。正月建寅、日月俱入営室五度。天一以始建七十六歳。日月復以正月入営室五度。無餘

分。名曰二一紀一。凡二十紀一千五百二十歲而大終。日月星辰復始。

月。日行十三度七十六分度之二十六。二十九日九百四十分日之四百九十九而為レ月。而以二十二月一為レ歲。

歲有レ餘十日九百四十分日之八百二十七。故十九歲而七閏。

と。而して又摂提格、単閼等十二の名称と、閼逢、旃蒙等十の名称とを載せたり。是故に天文訓の数理は全く太初暦と一致するものなり。尚溯りて秦の始皇帝の時代に著述せられたる呂氏春秋には、

維秦八年。歲在二涒灘一。

の句あり。涒灘は前に掲げたる十二の名称中の一にして史記に見えたる如き智識が秦の始皇の頃に既に支那の一部に存在せるを証するものなり。尚溯りて屈原が離騒を見るに、

摂提貞二於孟陬一。維庚寅吾以降。

の句あり。此の摂提をば、従来の注家は、史記の天官書に見えたる「大角者天王帝廷。其両旁各有二三星一。鼎足句レ之。曰二摂提一。摂提者直二斗杓所レ指以建二時節一。故曰二摂提格一」の文によりて、東方蒼龍の宿の中にある大角星(Arcturus)の傍に在る小星を指すものとなせども、吾人は之を首肯すること能わず。尚天官書を飜閲するに、木星即ち歲星の別名を挙げたる中に「摂提」といえるものあり。吾人は之を取りて、此の離騒の一句を解釈するの至当なるを覚ゆ。されば、「摂提貞於孟陬」とは木星が孟陬の月、即ち正月に於て正しき東方木徳の地位を占めて現れたるの義にして、其の位置は即ち淮南子の文に見えたる

歲名曰二執徐一。歲星舍二營室東壁一。以二正月一与レ之晨出二東方一。

これなるべし。但し史記[1]の天官書には歲星の営室東壁に合して太陽に先ちて東方より出づる月を三月とした

れど、こは太初暦制定の時に於て所謂夏暦に一致せしむる為に正月を立春の節に置きたるによりて生じたる変化にして、若し所謂周暦に従いて冬至を正月に在るものとせば当に淮南子の文の如くなるべし。而して淮南子は太初暦以前のものなれば、其の記載は当に此の如くならざるべからず。営室、東壁とはPegasusとAndromedaとの間に当れり。之によりて見れば、「摂提貞於孟陬」とは「歳在執徐」というに同じくして、屈原の離騒を作れる頃即ち西紀前三百年頃には既に歳星の運行によりて、歳の順序を定むるが如き太初暦の智識の存せしことを察すべきなり。而して、淮南子の此の記事が太初暦と二箇月の差あるを以て見れば、淮南子の編者は、秦が未だ十月を以て歳首とせざりし以前即ち周の朝廷の尚存在して十一月を以て歳首とするを本則とせし頃に行われたる説を伝承せしものとも見るを得べし。

註

(1) ここに述べた正月と三月との相違についての解釈には大なる錯誤がある。夏正の正月は周正の三月であるから淮南子は夏正を取り、天官書は周正を取ったものと見ねばならぬのである。

周髀算経の著作年代　周髀算経は支那数学書中の最古のものにして、周公が殷より伝承せる算法を記せるものと称すと雖も、其の著者の誰人なるかを知るを得ず。其の中に「古時天子治レ周」の語あるによれば其の周代のものにあらざること明なり。而して十九歳を一章となし、四章を蔀となし、二十蔀を一遂となし、三遂を一首となし、七首を一極となし、合せて三万一千九百二十歳にして万物復始まるものとなし、其の説く所淮南子又は史記よりも複雑なるのみならず、未だ漢書芸文志に収録せられざるものなれば、確に後漢以来のものなるべし。されば之を細論するの要なし。

摂提なる語の意義　摂提なる語が二種の意義を有し、一は大角星の傍にある小星群を指し、一は木星を指せること実に怪しむべし。吾人其の所以を考究して聊か之を解くことを得たり。天官書を按ずるに、木星を以て東方を支配し木徳を有し春を主るものとなせり。木星の名は即ち木徳を有するより起れり。同書に又「東宮蒼龍」の語あり。蒼龍は即ち、角・亢・氐・房・心・尾・箕の七宿を包括するものにして大凡Virgo, Libra, Scorpioの三星座を含み、大角星は即ち其の首に在り。木星と蒼龍とは此の如く類似の徳を有するものとせられたれば、漢代の碑文には「歳在」に代うるに龍集、龍在、龍游、青龍、蒼龍等の文字を以てしたるもあり。後漢書張純伝には「今摂提之歳、蒼龍甲寅。徳在二東宮一」の語も見えたり。是に由りて考うれば、蒼龍の首部にある星群と木星とが同じく摂提と呼ばるること偶然にあらざるを知るべし。尚一歩を進めて論ずれば、「歳在」或は「龍集」は木星の真の位置を示すものにもあらず、又蒼龍の真の位置を示すものにもあらず。特に蒼龍の宿の如きは素より恒星なれば木星の如く他の諸恒星の間を惑行して年々其位置を異にするものにあらず。然らば此の「歳」と「龍」とは何を指すかと問うに、こは太歳、太陰、天一等と呼ばれ木星と反対の方向を取りて十二年にして一周天する空想的の神霊を指すものにして、換言すれば木徳の精霊ともいうべきものなり。されば淮南子天文訓には「天神之貴者莫レ貴二於青龍一。或曰二天一一。或曰二太陰一。」といえり。此の如くして木星と蒼龍と太歳とは恰も三位一体の如き関係を有するものと考えられ、用語の往々混乱を生ずるに至りしものなるべければ、摂提なる語に二様の意義あることも決して怪しむに足らざるなり。

左伝は漢末の編輯　是の如くにして、太初暦法に関する智識は既に漢の武帝を距ること二百餘年前、即ち西紀前三百年頃に存在せし形跡を認むることを得たり。されど、こは当時に於てただ学者の一部に伝えら

れたるものにして、未だ星暦の官の採用する所となりしにはあらず。其他之に関する智識はなお周礼、爾雅、左伝等の中に認むるを得れども、周礼、爾雅は周公の作にあらずして戦国以後秦漢に及びて編纂せられたる疑あり、左伝も亦所謂左丘明の著にあらざるべきは既に屢々論議せられたる所なれば、暫く之を闕略して敢て引用を試みざるを至当と考う。否寧ろ却って周礼、爾雅、左伝中に此の種の記事あるを資として、之を暦法発達の智識に照して、此等の書の編著せられたる時を論定するの順序を取らざるべからず。而して余は遂に左伝が漢末に編輯せられたる証左を把握し得たり。これ余が将に後章に於て解説を試みんとする所のものなり。

劉歆の三統暦　上古より漢武帝の時に至る迄の暦法の発達は既に之を述べたり。武帝の太初元年以来凡そ一百年の間は別に何等の変動もなかりしが、孝成帝の世に当りて、劉向は太初暦及び当時の学者の間に伝えられたる五種の暦法を比較して、其の是非を論じて五紀論を作れり。此の五種の暦法は漢書芸文志に見えたる黄帝五家暦、顓頊暦、夏、殷、周魯暦等を指せるものなるべし。次ぎて其の子劉歆に至りて新に太初暦を修正して三統暦を作れり。[1] 劉歆は西暦紀元頃の人にして王莽と時代を同じくし、莽に重用せられたる人物なり。

註

(1) 三統暦は鄧平の太初暦を本として、その上に五星の週期に関する新案を加えたものであるから、此の條もまた訂正せねばならぬ。

三統暦の組織　劉歆の三統暦法に於て、其の主眼とする所は、天象観測の基礎となるべき数字に神秘の

意義を附加し之を周易の数字に結合せんとするの努力なり。是を以て太初暦に用いられたる数字は、勢い多少の修正を加えられざるを得ず。今其の著しきものを対比すれば左の如し。

	太初暦	三統暦
一年の日数	$365\frac{1}{4}$	$365\frac{385}{1539}$
一月の日数	$29\frac{499}{940}$	$29\frac{43}{81}$

劉歆（りゅうきん）は之を解して曰く、一月の日数の分母を八十一とせるは易の陽の数なる九の自乗なり。一年の日数の分母を一千五百三十九とせるは九の自乗たる八十一に閏法十九（太初暦は十九年に七閏月を置く）を乗ぜるなり。閏法十九は易の繫辞伝に見えたる天一地二天三地四天五地六天七地八天九地十の数に於て、天の終数九と地の終数十とを取りて之を合せたるものなりと。其他の諸数に於ても其の論法皆此の如し。劉歆（りゅうきん）は是に於て易と天文との両部習合を試みたるものなりというべし。而（しこう）して其の三統暦といえる名称は何によりて起りしか。請う先（ま）ず左の算式を看よ。

$$12 \times 19 + 7 = 235$$ 十九年即ち一章の月数

$$29\frac{43}{81} \times 235 = 6939\frac{61}{81}$$ 十九年の日数

$$365\frac{385}{1539} \times 19 = 6939\frac{61}{81}$$ 同　上

$$19 \times 81 = 1539$$ 一統の年数

$$6939\frac{61}{81} \times 81 = 365\frac{385}{1539} \times 1539 = 562120$$ 一統の年数

$$562120 = 60\text{の倍数} + 40 = 60\text{の倍数} + 60 \times \frac{2}{3}$$

$$562120 \times 3 = 1686360 = 60\text{の倍数}$$ 三統即ち一元の日数

$$1539 \times 3 = 4617$$ 三統の年数

三統の最初の日を冬至と定めて、其の干支を甲子とすれば、四千六百十七年後に至りてまた同様の現象を呈するに至るものとす。而して此の計算によれば、第二統の最初の日は甲子の後四十日即ち甲辰にして、第三統の最初の日は甲辰の後四十日即ち甲申なり。劉歆はまた一統、二統、三統に附するに天統、地統、人統の名称を以てし、所謂夏、殷、周の三暦即ち三正は此の天、地、人の三統に基づけるものとなせり。

三統暦の缺陥　劉歆が三統暦は其の一年の日数に於て、大初暦より増すこと六千一百七十六分の一、一月の日数に於て、同じく増すこと七万六千百四十分の一なり。其の真の数値を距ること益遠しと雖も、其の太初暦との差は頗る微細にして二百五十年を経るもなお一時間の相違を見るに至らず。されば班固が漢書律歴志には三統暦と太初暦とを混同して武帝の時の暦官なる鄧平は既に二十九日八十一分の四十三を以て一月と定めたりしものとなせり。劉歆が易と暦数との両部習合は確に其の功を奏せるに似たり。然るに太初暦法若くは三統暦法の缺陥は後漢の初世に至りて漸く暦家の注意する所となり、建武八年（A.D. 32）には

既に朱浮、許淑等が暦の不正を建言することあり。之に加うるに歳差(Precession of Equinoxes)の理未だ世に知られざるの時なりしかば、三統暦が天象と相違することは年と共に益々甚しくなり、遂に章帝の元和二年(A.D. 85)に至りて三統暦は廃止せられ、新に四分暦の施行を見るに及べり。歳差の理は南北朝の時代に於て、北斉の張子信が始めて唱え出せるものなれども、西洋にては西紀前百二十年頃既にギリシヤの人ヒッパルコス(Hipparchus)の発見したりしものなれば、これ或は西洋伝来の説なることなからんか。歳差の理一たび唱え出されたれども、之に反対する保守の徒尚甚だ多く、其の暦術上に確乎たる根拠を得たるは、唐の玄宗の開元年中に施行せられたる大衍暦を始めとす。大衍暦の作者は僧一行にして、此の暦は支那の暦法上に一時期を劃せるものなり。

木星週期に関する太初暦と三統暦との相違　劉歆の三統暦と武帝の時に施行せられたる太初暦との間に於ける重要なる相違の点は、尚一あり。何ぞや。木星の運行につきての計算これなり。太初暦は木星の一年の行度を以て三十度十六分の七となし、十二年にして正しく一周天するものとなせり。然るに三統暦は之を以て十二年より稍少なきものとなし、一百四十四年に一次即ち天周の十二分の一を踰越すとなせり。一百四十四年に一次を踰越すとは百四十四年に百四十五次即ち天周の $\frac{145}{12}$ 倍を運行するの意にして、之によりて木星が一周天する年数を算すれば、11.92年となる。後世に於ける実測の結果によれば木星

は凡そ11.8622年に一周天をなすものにして、地球より之を見る時は恰も図の如き運動をなし、凡そ八十三年にして七周天を了し、八十六年 $(12-11.8622=0.1378,\ 11.8622\div0.1378=86.082)$ にして一次を踰越するものなり。此の八十三年七周の事たるや支那に於ては南北朝劉宋の時代に祖沖之が始めて唱え出せるものにして、其後屢々論難ありたれども、唐の大衍暦以来全く此の数に一決したり。然れば劉歆が百四十四年に一次を踰越すといえる説を取り来れるは多少実際に近づけるものなれども、尚未だ甚だ不精確なるを免れざるなり。史記の天官書と漢書の律歴志との文を比較すれば、木星の運行の観測も後に至りて稍精密となりしが如くなれども、其の実未だ太初暦の範囲を脱したるものにあらずして、僅に一日の行度 $\frac{1}{12}$ 度を改めて $\frac{145}{1728}$ 度となししに過ぎず。其の差は僅に $\frac{1}{1728}$ 度なり。而して其の計算中には一年を $365\frac{385}{1539}$ となせること明に認知せられ、且つ1728の数には複雑なる易の数理を含ましめたり。これ実際を距ること尚遠しというべきなり。1728なる数の成立につきて漢書律歴志は叙して曰く、

天以一生水。地以二生火。天以三生木。地以四生金。天以五生土。五勝相乗。以生小周。以乗乾坤之策、而成大周。

陰陽比類。交錯相成。故九六之変。登降於六体。三微而成著。三著而成象。二象十有八変而成卦。四営而成易。為七十二。参三統両四時相乗之数也。参之則得乾之策。両之則得坤之策。統母木金相乗為十二。是為歳星小周。小周乗坤策。為一千七百二十八。是為歳星歳数。

と。此の文による時は左の関係あるなり。

3（木の数）×4（金の数）＝12（木星の小周）

4（営）×3（微）×3（著）×2（象）＝72＝3（統）×3×4（時）×2

72×3＝216（乾策）　72×2＝144（坤策）

144（坤策）×12（小周）＝1728（大周）

之を易の繫辞伝の文なる

大衍之数五十。其用四十有九。分而為レ二。以象レ両。掛レ一以象レ三。揲レ之以レ四。以象二四時一。帰二奇於扐一。以象レ閏。五歳再閏。故再扐而後掛。乾之策二百一十有六。坤之策百四十有四。凡三百有六十。当二期之日一。二篇之策万有一千五百二十。当二万物之数一也。

是故四営而成レ易。十有八変而成レ卦。八卦而小成。引而伸レ之。触レ類而長レ之。天下之能事畢矣。

に比すれば、三統暦作者の苦心の跡以て知るを得べく、又易と暦数の両部習合が其の淵源更に遠くして、実に繫辞伝より始まれるを知るべきなり。

三　漢代の暦と外国の古暦法との比較

希臘のカリポス暦　吾人は漢代の暦法を研究して遂に西方諸国の古層に及び、ここに太初暦と密に相符合する一法を得たり。そは希臘（ギリシア）のカリポス(Calipus)[1]の暦法なり。カリポスは亜歴山（アレキサンダー）大王の時の人にして、其の修正せる暦法は西紀前三百三十年を以て実施せられたり。これ亜歴山（アレキサンダー）が大に波斯（ペルシア）王の軍を敗りし年の翌年にして、其の印度（インド）征伐に先だつこと三年なり。是より先き西紀前四百三十二年頃希臘（ギリシア）にメトン（Meton）なる人ありて、始めて十九年に七閏月を設くることを発見す。これ Meton's cycle と名づくるものにして、古暦中

の傑作と称せらる。蓋し希臘は古来太陰暦を用いたりと雖も、メトンより以前は其の法未だ整わず、ソロン(Solon)の時、月に大小を設けて三十日及び二十九日となし、交互に六大六小を置きて、十二月三百五十四日を以て一年としたりしが、後二年毎に三十日の閏月一個を挿入するに至り猶其の天象と合せざるものあるを以て、更にクレオストラトス(Cleostratus of Tenedos)なるもの出でて八年に三閏月を置くことに改めたり。然るに此の数たるや、十二月が精密に三百五十四日にして一年が精密に三百六十五日四分の一なる時に始めて正しかるべきものにして($354 \times 8 + 30 \times 3 = 2922 = 365\frac{1}{4} \times 8$)其の八年の日数は実際の日数より少きこと大約一日半なり。百六十年を経れば凡そ三十日の差を生ずるに至る。よりて百六十年毎に一閏を減ずるの説生ぜしが、実用上不便なるを以て施行せられず。これより後はただ時々適宜の修正を加うるのみにて一定の規則を立つること能わざりしかば、暦法の紛乱益々甚しくなるに至れり。其後メトンの説一たび出ずるに及びて暦法始めて正しく、希臘の諸州皆一斉に之を採用することとなれり。メトンは十九年に七閏月を置くことを創め、其間の月数二百三十五を分ちて百二十五月を大とし、百十月を小とし、其間の日数を合せて6940と定め、一種の方法を設けて、大小の配列を整頓せり。然るに後一百年カリポスの出ずるに及びて、$365\frac{1}{4} \times 19 = 6939\frac{3}{4}$なるが為に、メトンの法の七十六年に一日の誤差を生ずるを矯正せんとし、ここに$29\frac{499}{940} \times 235 \times 4 = 27759$なる計算を採用して七十六年の週期を制定するに至れり。此のカリポスの暦法は漢の太初暦に分毫も差う所なきなり。豈に奇といわざるべけんや。

註

(1) カリポス暦については、『支那古代史論』、『支那暦法起原考』に一層深く突込んだ研究を記して置いた。

印度の木星紀年法　太初暦に見えたる歳星の運行を以て年の順序を定むることは、希臘、埃及、カルデヤ等の諸国になきものの如し。然るに、チャルマーズの記する所によれば、印度の古代にブリハスパチ（Vrihaspati 宿曜経には勿哩訶娑跛底と書す）の週期なるものあり。六十年を一周となせりという。勿哩訶娑跛底は即ち木星の事なれば、これ即ち支那の智識と一致せるものなり。

東西暦法の交渉に関する四個の問題　吾人は是に於て四種の問題を提出せざるを得ず。（一）漢代の暦法は希臘より伝わりしか。或は却って支那より希臘に及ぼせしか。（二）歳星の運行によりて年の順序を定むることは、印度より支那に伝わりしか。或は其の反対なりしか。（三）七十六年を一週期とする暦法と、六十年を一週期とする歳星の運行とは支那に於て結合せられしか。或は其他の国に於てせしか。（四）支那と西方諸国とはもと何等の関係なくして、其の暦法は偶然に暗合したるものか。是なり。

第一の問題につきて　先ず第一の問題につきて考うるに、希臘にてカリポス暦を施行したるは西紀前三百三十年に在り。支那にて太初暦を施行したるは西紀前一百四年に在り。支那の希臘より後るること実に二百二十六年なり。但し支那には先に述べたる如く西紀前三百年頃に於て既に此の種の暦の知られたる形跡なきにしもあらざれども、そはただ歳星の週期に過ぎずして、七十六年の週期につきては何等の徴証の存するものあらず。七十六年の週期を用うることの明瞭に顯れたるは淮南子を最古となす。されどこれ尚大約武帝（B.C. 140—87）の初年にあり。支那の希臘に後れたるは、これ人をして支那が希臘より伝えられたるを思わしむるものなり。加之、希臘に於ては、よく暦法発達の経路を辿るを得れども、支那に於ては、太初暦以前になお一年を三百六十六日とし三十六月即ち三年毎に一閏を置きたる証跡あり。而して直に七十六年の週

期を作り、十九年に七閏を置くことを定めたるは極めて急激の変化なりとす。是を以て太初暦施行後三十六年間はなお旧暦家の反対を免れざりしなり。之を後世の事蹟に比すれば、唐の大徳暦、元の授時暦の如き支那の暦法史上に一新時期を劃せるものは何れも西方より輸入せられたるものを根拠として製作したるものなり。而して支那より出でて西方に影響を与えし暦法は一も存することなし。然らば則ち太初暦の方法が支那より希臘に入りしものとは到底認むるを得べからず。且つ亜歴山大王の印度征伐は西紀前三百二十七年に在り。次ぎてセリウカスのシリヤ王国建設せられて希臘の文化は漸く支那の西鄰に輸入せられたれば、其の暦法も亦輾転して支那に入りたらんこと決して疑うべからず。太初暦の算者たりし落下閎も、純粋の支那人としては稍ゝ異彩ある姓名なり。チャルマーズは此の暦法の輸入を以て武帝の世に張騫が西域に使したる時なるべしと論じたれども、淮南子の成りたるは、既に其の以前にあれば此の説は採用し難し。

第二の問題につきて　次に第二の問題を考うるに、支那に於て歳星の運行を示すに用うる語の他の普通の支那語と餘りに多く懸隔せるは、人をして其の外国語の分子を含むものなるを疑わしめざるを得ず。即ち史記の暦書に見えたる

摂提格　単閼　執徐　大荒落　敦牂　協洽　涒灘　作噩　淹茂　大淵獻　困敦
赤奮若　（以上十二支）
焉逢　端蒙　游兆　彊梧　徒維　祝犂　商横　昭陽　横艾　尚章　（以上十干）

及び天官書に見えたる

摂提

の如きこれなり。尚茲に最も注意すべきは十干の文字及び其の順序が淮南子及び史記に於て、非常なる混雑あることこれなり。

史記		淮南子		
焉逢	Yenfêng	闕逢	Yenfêng, A(t)fêng	甲
端蒙	Tuanmung	旃蒙	Chanmung	乙
游兆	Yuchao	柔兆	Jouchao	丙
彊梧	Chiangwu	強圉	Chiangyü	丁
徒維	Tuwei	著雍	Cho(k)yung	戊
祝犂	Chu(k)li	屠維	Túwêi	己
商横	Shanghêng	上章	Shangchang	庚
昭陽	Chaoyang	重光	Chungkuang	辛
横艾	Hêngai	玄黓	Hsüani(k)	壬
尚章	Shangchang	昭陽	Chaoyang	癸

焉逢を閼逢とし、端蒙を旃蒙とし、游兆を柔兆とし、彊梧を強圉とするが如きは明に同一語を音標的文字にて示せるものなり。而して尚章と上章、昭陽と昭陽、徒維と屠維の如きも必ず同一語なるべく、祝犂と著雍、商横と重光、横艾と玄黓の如きも亦同一語の訛伝なるべしと雖も、其の位置の甚だ混乱せるは頗る怪訝に堪えざる事にして、此等の語[1]が支那本土に産出せられたりとは到底考うる能わざるなり。且つ淮南子

と史記とに於て此等の語の其順序を異にせるは、武帝の当時に於て既に之に対して学者の間に明瞭なる智識なかりしを証明するものにして、また外国より種々の経路を取りて伝来せる間に種々の誤謬を生じたりしことを想像せしむるものなり。さればブリハスパチの週期を以て年歳の順序を定むることの印度に存する以上、吾人は姑く之が本原を印度に帰せざるを得ざるなり。

註

(1) 十干十二支の異名を必ずしも外国語の音訳と見る必要のないことは、『支那古代史論』第九章に論じて置いた。

干支の異名のバビロン伝来説について　尚お此の十干十二支の名称につきては、ラクーペリー(Lacouperie)の Western origin of the early chinese civilization にバビロンより伝来せるものなるべしとの説あれども、未だ容易に信じ難し。此等を以て印度伝来とするは既にチャルマーズの立てたる臆説なり。彼は摂提(Septi)を以て Vrihaspati の頭部の省略せられたるものならんかといえり。これ或は然るべし。吾人は之に加うるに淮南子と史記とに於ける相違の点を観察して、其たとい印度伝来にあらずとするも必ず外国伝来たるを確信するに至れり。

第三の問題につきて　次に第三の問題につきて考うるに、希臘の暦法が亜歴山大王の遠征に伴いて印度に入りたるは明白なる事実なれば、印度の暦家が或は之に結合するに従来其国に存したるブリハスパチの週期を以てしたることありて、其後何等かの方法にて支那に輸入せられたりとなすも、全く強誣の説にはあらざるべきか。支那の暦家が希臘のカリポス暦と印度のブリハスパチの週期とを別々に取り集めて両者を結合す

るの努力をなしたらんかとの疑なきにあらざるべきも、此の如きは、之を武帝以前の暦家の保守的なりしに見、又之を十干の名の紛乱せるに徴し、殆んど有り得べからざる事と考う。されば屈原が離騒を作りて摂堤貞於孟陬と歌いし西紀前三百年頃には既にカリポスの暦法も密に印度よりして支那の地に輸入せられ居りしなるべきか。或は其頃は単にブリハスパチの週期の織込まれたりしものの新に輸入せらるるに至りしならんか。

戦国時代に於ける支那と印度との交通　吾人は戦国の中葉に於て支那と印度と何等かの交通ありしを想うべき理由を有す。彼の老荘の汎神論的哲学が印度思想と酷似するは言わずもがな（老子を孔子の時代の人とせるは取らず）鄒衍の世界形態論が多少須弥山説の面影を髣髴せしむるが如きは、皆此の種の想像を助くるの材料たる者なり。彼の荘子に記して南越にありとせる建徳の国は或は史記の身毒（索隠に曰く昔乾篤）即ち印度の漠然たる伝説にあらざるなきか。されば、歳星の運行を以て年の順序を定むるの説が屈原の頃に於て印度より支那に入りしとする臆説も、他日に於て積極的の証明を得るの望なきにしもあらず。ラクーペリーは斉国の港なる琅邪(Langnga)を以てセーロンのランカプラ(Lankapura)ニコバル島のランカバルス(Lanka-Balus)ジヤバの北部にあるランガシウ(Lang-nga-siu)等と同種の語なりとし、之を以て春秋戦国時代に印度と海路の交通ありし証とし、其他尚多くの証拠を挙げて海陸両路より印度と交通したりしことを述べたれども、其の言往々牽強附会に失して却て人をして厭わしむるに過ぎざりしなり。

第四の問題につきて　第四の問題につきては茲に多言するの要を認めず。七十六年の週期と六十年の週期とは、何れも前に述べたるが如く、外国伝来の証憑充分にして決して偶然の暗合となすを得ざるものあればなり。

概括　上来叙述する所を概括すれば左の如し。

（一）漢の武帝以前の暦法は未だ整頓せられたるものにあらず。[1]

（二）武帝の太初暦は希臘（ギリシア）のカリポス暦の伝来せるものなり。

（三）木星の運行に基づきて六十年を一期となす事は外国伝来の智識なり。

（四）前漢の末に劉歆（りゅうきん）が作れる三統暦は太初暦に易の数理を習合して多少の修正を行えるものなり。[2]

（五）太初暦（三統暦）は施行後一百八十七年を経て廃止せられたり。

註

（1）武帝以前の暦法に就ては、後年の研究の結果、太初暦と類似したものを戦国時代まで溯って認め得たのである。

（2）この太初暦は暦術甲子篇に見えるものではなく、鄧平の作ったものを指したのである。

四　春秋の暦法

春秋の暦法　孔子の春秋は魯の陰公元年（B.C. 722）より哀公十四年（B.C. 481）までの事を記せる年代記なり。其の間の年数は二百四十二年あり。其の記法に「王正月」とあるは周王の定めたる正月という事にして、此の時代に於て暦日制定の権が王室に在りしことを証明すると同時に、諸侯の国にても皆年々王室より頒（わか）たれたる暦を奉ずるの習慣ありしを想像せしむるものなり。古来の学者の中には、此の頃有力なる諸侯の国にては各々自国にて定めたる暦を行いたりといえるものあれども、此の時代には所謂（いわゆる）五覇起りて王室を挟んで諸侯に号令したれば、此等の覇者が故（ことさ）らに王室の暦日制定権を承認せずして天下統一の一利器を放棄すべき

理由なく、且つ諸侯の会盟等も頻繁に行われたるに、暦法が区々にては其の不便も少なからざるべければ、肯て此の如き事ありとも思われず。加之、前章に於て記す所の如く、此の時代には閏月を置くの定則未だ成立せずして、ただ四季の餘りに狂わざる様に、北斗などを標準として時々任意に閏月を挿入したるに止まれり。大諸侯等にして、若し別々に暦を作るものとせば、数年を出でずして混乱紛糾の状態に陥るべし。当時の社会はなお全く解体せずして、なお多少の統一を保てるに、暦法の上に於てのみ此の如きことあらんとは、決して認むるを得べからず。周の王室衰えたりと雖も、なお之に委するに正朔を頒つの権を以てし、諸侯皆之を遵奉して之を以て通信会合等の用に供せしことは毫も疑うべからざる事なりとす。

春秋の閏月　春秋の記事に於て、月を示すには一、二、三等の数を用い、日を示すには甲子、乙丑等の干支を用う。而して朔と晦とは必ず之を明記せり。且つ日食の記事は鄭重に其の月日を記して敢て苟もせず。春秋時代の暦法を探求せんとせば、先ず日食の月日を精査して、之に相当する太陽暦の月日を求め、更に各年に於ける冬至の干支を算出し、次に各種の記事中に散在せる干支を推して、其の相当する所の月日を定め、以て閏月の所在を見出さざるべからず。閏月の配当既に明ならば、其の暦法の如何なる根拠に出ずるかは直に推定するを得べし。此の如き方法は即ちチャルマーズの取りたる所にして、其の結果はレッグが英訳春秋の巻首に掲げられたり。(The Chinese Clasics Vol. V, Pt. I, pp. 86–87, 93–97) 之によれば春秋二百四十二年の間に閏月を置くこと八十八回にして、平均十一年に四回を置く割合に当り、或は二年に一回、或は三年に一回、或は四年に一回を置き、其の間に一定の規則なし。故を以て、其の正月中に冬至を含みて所謂周正に合すと雖も往々出入あるを免れざりき。

春秋の暦日記事の価値　春秋の暦日は支那上古の暦法を証すべき最上の材料なるが上に、其の記事の孔子の筆に成りたりというを以て漢代以後の暦家は之を推重して措かず。漢以後に及びて暦法の改革者屢々出でたれども、何れも自家の暦法の精確なることを示さんが為に、春秋の記事を引き来りて証拠とせざるものなし。其の往々にして通ぜざることあれば、百方苦心して其の一致を見出さんとし、甚しきは曲説誣辞自ら其間に生ずるを顧みざるに至る。然りと雖も亦却て本文を改訂せんとするものを生ずることあり。又春秋の朔閏を詳密に研究して、之を表に作り出したるもの数種あるが中に、清の陳厚耀の春秋長暦の如き、清の顧棟高の春秋大事表の中にある春秋朔閏表の如き、何れも頗る詳密なるものなりと雖も、皆後世の智識を混入したるものにして、春秋時代の真相を示せるものに非ず。之を前に述べたるチャルマーズの表(Lunar months according to Confucious)に比すれば、大に劣る所あるを免れざるなり。陳厚耀、顧棟高より遙かに以前に於て、晋の杜預が作る所の春秋長暦ありしが、これ亦魏晋時代に行われたる暦法によりて春秋時代の月日を算定せるものの如く、其の経文の月数及干支を改訂すること数十箇所に及べるを見れば、其の研究は明に春秋時代の真相に遠ざかれるものなり。凡そ春秋の経文は公羊、穀梁、左丘明三家の書に伝うる所多少の異同ありと雖も、敢て甚しき齟齬あるに至らず。孔子以来相伝承し来れるものなれば、如何に伝写の訛誤あるべしとはいえ、月日を誤ること数十箇所の多きに至れりとは決して信ずる能わざることなり。彼の日食の記事の如き、現今の暦法によりて其の月日を算定し之に配するに其の日に相当する干支を以てし、更に之を本文と比較するに、其の一致せざるもの三十中僅かに一あるのみ。しかもこれ亦僅に一日の差あるに過ぎず。其の精確なること想う可し。蓋し春秋日食を記するもの凡そ三十六ありと雖も、其の三は干支を記さず、其の

二は明かに誤記にして、（日食の翌月また日食ありとなすもの）其の一は黄河の流域にては見るを得ざるものなり。されば本文の文字は充分之を尊重して、他に明証なき限りは猥(みだり)に之を改訂すべきにあらず。杜預が為す所の如きは餘りに大胆に過ぎたりとすべし。之を要するに春秋の本文に見えたる月日は、殆んど当時の真記[1]と見做(みな)すべきものにして、後世の暦法によりて算出したるものとは必ずしも一致せざるものなり。

註

（1）春秋の本文に見えた月日は、必ずしも当時の真記と見做すべきものではない。春秋の書は戦国時代の作であろう。それは、干支の起原の研究から推断したもので、その詳細は『支那古代史論』其の他に詳述して置いた。

五　左氏伝の暦法　其一

左氏伝の暦法　春秋の経文を離れて、単に左氏伝に於ける暦日の記事を点検するに、（一）七十六年の週期あり、（二）歳星の運行に基づく十二年の週期あり、（三）歳星が百四十四年に一次を踰越するの事あり。今順序を追うて之が詳説を試みんとす。

（一）七十六年の週期

七十六年の週期　僖(きこう)公五年（B.C. 655）の伝に曰く、

春王正月辛亥朔。日南至。公既視レ朔。遂登二観台一以望而書。礼也。凡分至啓閉。必書二雲物一。為レ備故也。

と。昭公二十年（B.C. 522）の伝に曰く、

春王二月己丑。日南至。梓慎望レ氛曰。今茲宋有レ乱。国幾亡。三年而後弭。蔡有二大喪一。叔孫昭子曰。然則戴桓也。汰侈無礼已甚。乱所レ在也。

と。僖公五年より昭公二十年まで正に一百三十三年を経たり。試みに此の数を点検するに $133 \div 19 = 7$ にして剰餘なし。故に仮に太初暦法によりて、之を十九年毎に正月朔旦冬至の事あるものとして測算すれば、昭公二十年は正に正月朔旦冬至の年に当れり。次に又同じ暦法によりて此の日の干支を考うるに、先ず一年を三百六十五日四分の一として百三十三年間の日数を計算すれば $365\frac{1}{4} \times 133 = 48578\frac{1}{4}$ を得。此の剰餘は之を翌年に組込むべきものなれば僖公五年正月辛亥朔より、昭公十九年十二月晦に至るまでの日数は 48578 にして、之を 60 にて除すれば剰餘 38 を得。此の三十八日の最初の日は即ち辛亥なれば最後の日は戊子なり。されば其の翌日なる昭公二十年正月朔の干支は己丑ならざるべからず。然るに左伝の記事は此の推定に反して此の年に於ける己丑冬至を以て二月中のこととなせり。果して然らば此等の記事は大初暦の知識と何等の関係なきものの如し。然りと雖も、左伝の著者が僖公五年以来、特に此の年のみに限りて冬至のこと及びその日の干支を記せるは必ず何等かの重要なる意義を有するものなるべし。是に於て飜りて経文を見れば、此の年の十一月に辛卯の日あり。之によりて逆算すれば、此の年に於ける最初の己丑は実に二月中にありて、之を正月に溯らしむる能わず。吾人は是に依りて初めて此の記事中に潜める秘密を探り得たるを感ず。想うに此の記事は此の年に於ける己丑冬至が真の算法に依る時は正月朔旦に在るべきを暗示すると同時に、春秋当時の暦家が此の年以前に於て閏月一箇の挿入を怠りたることを示さんとするものにあらざるか。若し吾人の想像にして誤らずんば、左伝の著者は既に太初暦若しくは之に類似したる知識を有せるものならざるべから

ず。而して僖公五年及び昭公二十年の記事は実に十九年及び七十六年の週期を豫想するものなるべきなり。

左氏伝の七十六年週期と太初暦との関係　次に一歩を進めて僖公五年の正月辛亥朔旦冬至の記事の性質を調査するに、僖公五年は実に漢武帝の太初元年(B.C. 104)を距つること $655-104=551$ 年にあり。太初元年の前年は十一月甲子朔旦冬至にして、之を所謂周暦に換算すれば太初元年正月甲子朔旦冬至となる。而して $551 \div 19 = 29$ にして剰餘なきを以て僖公五年の正月朔旦冬至の記事は正に十九年毎に正月朔旦冬至の現象を生ずるものとなせる太初暦の知識に合するものなり。又 $365\frac{1}{4} \times 551 = 201052\frac{3}{4}$ 日にして、餘数 $\frac{3}{4}$ を一日と数え、これを60にて除すれば剰餘13を得。此の十三日の最初の日の干支は辛亥なるを以て是より十三日を過ぐれば甲子を得。これ正しく太初元年正月（夏暦に改むれば前年十一月）朔が甲子なるの事実に合するものなり。然らば則ち僖公五年正月辛亥朔旦冬至の記事は実に $365\frac{1}{4}$ を以て一太陽年とし、十九年を以て一週期とし、従って七十六年を以て又一週期とする太初暦の知識に依りて、太初元年を起点として逆算したるものと全然一致すべきものなり。吾人は、是に於て益〻左氏伝の記事と太初暦との間に、密接の関係あるを感ぜざること能わず。

左氏伝の記事は漢代の暦法によって逆算せるもの　更に飜りて考うるに、僖公五年正月辛亥朔旦冬至の記事は経文に見ゆるものにあらずして、ただ伝文に録せられたるのみ。之を其の年の経文に徴するに、

九月戊申朔。日有レ食レ之。

あり。チャルマーズの計算によれば此の日は太陽暦八月十一日に当り、其の干支は即ち恰も戊申にして経文と一致す。是よりして逆算すれば此の年正月朔は壬子なり。又同氏の計算によれば此の年正月朔は冬至前二

日に当り絶えて辛亥朔旦冬至の事なし。而して僖公五年正月辛亥朔旦冬至の事は、太初暦又は三統暦によりて計算し出されたるものなること漢書律暦志に載する所の表を以て証すべし。吾人は是に於て始めて左氏伝の記事が其の当時の実録にあらずして、単に太初暦若しくは三統暦によりて逆算せる結果を記載せるものに外ならざることを確認す。従って吾人が先に昭公二十年二月己丑冬至の記事の性質を推測して、太初暦又は之に類似せる智識を含有せるものなるべしといえるも、亦誤謬ならざりしを知るなり。

（二）歳星の運行に基づく十二年の週期

木星十二年の週期　襄公二十八年（B.C. 545）の伝に曰く、

春無レ冰。梓慎曰。今茲宋鄭其饑乎。歳在二星紀一。而淫二於玄枵一。以有二時菑一。陰不レ堪レ陽。蛇乗レ龍。龍宋鄭之星也。宋鄭必饑。玄枵虚中也。枵耗名也。土虚而民耗。不レ饑何為。

と。同三十年（B.C. 543）の伝に曰く、

於レ是歳在二降婁一。降婁中而旦。裨竈指而曰。猶可二以終レ歳。歳不レ及二此次一也。已及。其亡也。歳在二娵訾之口一。其明年乃及二降婁一。

と。昭公八年（B.C. 535）の伝に曰く、

陳顓頊之族也。歳在二鶉火一。是以卒滅。陳将レ如レ之。今在二析木之津一。猶将二復由一。

と。同十年（B.C. 532）の伝に曰く、

春王正月有レ星出二于婺女一。鄭裨竈言二於子産一曰。七月戊子。晋君将レ死。今茲歳在二顓頊之虚一。姜氏任氏実守二其地一。居二其維首一。而有二妖星一焉。告二邑姜一也。邑姜晋之妃也。天以レ七紀。戊子逢公以登。星。斯

於レ是乎出。

と。同十一年(B.C. 521)の伝に曰く、

景王問二於萇弘一曰。今茲諸侯何実吉何実凶。対曰。蔡凶。此蔡侯般弑二其君一之歳也。歳在二豕韋一。弗レ渦レ此矣。楚将レ有レ之。然壅也。歳及二大梁一。蔡復楚凶。天之道也。

と。此等の記事は、皆歳星即ち木星の所在が人事と密接の関係あるを示すものにして、星紀、玄枵、降婁、娵訾、鶉火、析木、顓頊之虚、豕韋、大梁等は皆天中に於て歳星の運行する種々の星宿を指すの名なり。星紀等の名は漢書律歴志によるに総て十二あり。今図を以て之を示せば、上の如し。

左伝に見えたる木星所在　又左伝中にある顓頊之虚は玄枵の異名にして、豕韋は娵訾の異名なり。今左伝の記事に基づきて之を漢書律歴志に参し、襄公二十八年(B.C. 545)以後昭公二十年までに於ける毎年の歳星所在を表示すれば、左の如し。但し圏点を附せるは左伝に明記せられたるものなり。

襄二十八	昭九	星紀	
二十九	十	玄枵	

三。	十。一。	娵訾	
三。十。一。	十二	降婁	
昭元	十。三。	大梁	
二	十四	実沈	
三	十五	鶉首	
四	十六	鶉火	
五	十七	鶉尾	
六	十八	寿星	
七	十九	大火	
八。	二十	析木	

此の表によりて見れば、左氏伝の作者は、明(あきらか)に木星が十二年に一周天するを知り居たるなり。

（三）歳星が百四十四年毎に一次即ち天周の十二分の一を踰越(ゆえつ)すること。

左伝と国語とにある木星が百四十四年に一次を踰越すること　前項に列挙せる左伝の記事及び昭公三十二年(B.C. 510)の伝に於ける記事即ち

夏。呉伐レ越。始用二師於越一也。史墨曰。不レ及二四十年一。越其有レ呉乎。越得レ歳。而呉伐レ之。必受二其凶一。

は、共にまた歳星が百四十四年に一次即ち天周の十二分の一を踰越(ゆえつ)することを示せるものなり。今之を詳説せんが為には、左伝と並立して同じく左丘明の著と称せられたる国語の文を引用するを便利とす。国語の一

篇たる晋語の中に晋の董因が其の君文公に対(こた)うるの言を載するものあり。曰く、

歳在二大梁一。将レ集二天行一。元年始受。実沈之星也。実沈之虚。晋人是居。所二以興一也。今君当レ之。無レ不レ済矣。君之行也。歳在二大火一。大火閼伯之星也。是謂二大辰一。（中略）以レ辰出而以レ参入。皆晋祥也。而天之大紀也。済且レ秉レ成。必覇二諸侯一。子孫頼レ之。君無レ懼矣。

と。此の文を左氏伝に対照する時は、僖(きこう)公五年に木星大火の宿次にあり、同公二十三年に大梁の宿次にあるなり。左伝と国語とは一方に詳(つまびらか)なることは他方に略して互に相輔翼するが如き組織と見えたれば、今之と前項に於ける左伝の記事とを合して更に左の表を作る。

（＊符を附せるは左伝又は国語に記事ある年なり）

	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ	Ⅸ	Ⅹ	Ⅺ	Ⅻ	ⅩⅢ	ⅩⅣ	
8		僖7	僖19	僖31	文10	宣4	宣16	成10	襄4	襄16	襄28＊	昭9	昭20	昭32＊	星紀
9			20	32	11	5	17	11	5	17	29	＊10	21		玄枵
10			21	33	12	6	18	12	6	18	＊30	＊11	22		娵訾
11			＊23	文1	13	7	成1	13	7	＊19	＊31		23		降婁
12			＊24	2	14	8	2	14	8	20	昭1	＊13	24		大梁
13			25	3	15	9	3	15	9	21	2	14	25		実沈
			4	16	10	4	16	10	22	3	踰	26			鶉首

Ⅰ														
Ⅱ	僖14	15	*16	17	18									
Ⅲ	僖26	*27	*28	29	30									
Ⅳ	僖5	6	7	8	9									
Ⅴ	文17	18	宣1	2	3									
Ⅵ	宣11	12	13	14	15									
Ⅶ	成5	6	7	8	9									
Ⅷ	成17	18	襄1	2	3									
Ⅸ	襄11	12	13	14	15									
Ⅹ	襄23	24	25	26	27									
Ⅺ	昭4	5	6	7	*8									
Ⅻ	昭15	16	17	18	19									
ⅩⅢ	昭27	28	29	30	31									
ⅩⅣ														
	鶉火	鶉尾	寿星	大火	析木									

襄公二十八年と昭公三十二年との間に於て木星一次の踰越あること　襄公二十八年の記事に、「歳在星紀。而淫於玄枵」とあるは、歳星の運行が精密に十二年を以て一周天せずして漸く其の差を増すの結果、翌年の位次に侵入せんとするの傾向漸く大なるを示すものにして、昭公三十二年の記事は已に全く翌年の位次を奪いたる後の有様を示すものなり。此の最後の記事に於て「越得歳」といえる語が何故に歳星の星紀に在るを示すかといえば、漢書律歴志を按ずるに、星紀は二十八宿中の斗、牛、女の三宿(Sagittarius, Capricornus)を含み、又史記の天官書によれば、牛、女の分野は揚州に当りて呉、越の地を含みたり。されば越が歳星を得たりというは、歳星が越の分野に在るを意味するものにして、又歳星が此の年に於て、星紀に宿るを示せるものに外ならず。此の年は正に僖公五年を距ること一百四十五年にして、其の間に歳星一次の踰越をなせり。前に掲げたる表に於て、歳星の踰越せる年を昭公十五年に係けたるは、左伝に何等の明文あるに非ず。ただ後段に述ぶるの理由により三統暦の方法にて算出せる結果を記したるなり。

左伝と三統暦　抑も歳星が百四十四年毎に一次を踰越する事は太初暦に於ても尚未だ知らざりし智識に

して、其の始めて唱道せられたるは、実に劉歆の三統暦なること、これ吾人が既に上文に於て詳論せる所なり。然らば則ち此の左伝及び国語の記事を述作せるものは果して春秋時代若しくは戦国時代の人なるを得べきか。炯眼なる読者は容易に其の然る能わざるを認むべし。然りと雖も左伝を説くに当りて国語の記事を引用せることは、或は読者をして多少の疑惑を懐かしめ、吾人を以て附会の説を逞しうするものと思わしむることあらん。是故に吾人は更に左伝の記事のみによりて、昭公十三年 (B.C. 529) に歳星が大梁に居ること及び同三十二年 (B.C. 510) に析木に居らずして、其の次の区劃なる星紀に入れる事は全く三統暦によりて計算せる結果と一致するものなることを説明せんとす。

三統暦による木星の所在の計算　漢書律歴志は三統暦の書なり。其中に歳術といえる條項あり。これ即ち一定の年に於ける歳星の所在を算出するの方法を記せるものなり。其の文に曰く、

推歳所在。置上元以来外所求年。盈歳数。除去之。不盈者。以百四十五乗之。以百四十四為法。如法得一。名曰積次。不盈者。名曰次餘。積次盈十二。除去之。不盈者。名曰定次数。従星紀起算盡之。外則所在次也。

と。茲に上元といえるは木火土金水の五星が同一点に在りし時を指すものにして、三統暦法にては、之を以て太初元年 (B.C. 104) より十四万三千一百二十七年以前と算定せり。又歳数といえるは、木星が天中を一週する年数の或倍数にして小数の部分を有せざるものを指し、三統暦法にては之を一千七百二十八年となせり。今此等の数によりて算出すれば、昭公十三年は上元以来十四万二千七百三年に当り、昭公三十二年は同じく十四万二千七百二十二年に当る。次に歳術によりて昭公十三年に於ける歳星の位置を算出すれば、

$$(142703-1)\div 1728=82 \quad 剰餘 \quad 1006$$

$$1006\times 145\div 144=1012\cdots\cdots$$

$$1012\div 12=84 \quad 剰餘 \quad 4$$

星紀を起点として第四番に至るまでを去れば、其の次に来るものは大梁なり。此れ即ち此の年に於ける歳星の位置に外ならず。又昭公三十二年に於ける歳星の位置を算出すれば

$$(142722-1)\div 1728=82 \quad 剰餘 \quad 1025$$

$$1025\times 145\div 144=1032\cdots\cdots$$

$$1032\div 12=86 \quad 剰餘 \quad 0\ (或は\ 12)$$

星紀を起点として第十二番に至るまでを去れば、其の次に来るものはまた星紀なり。よりて昭公三十二年には歳星の位置星紀に在るを知る。以上二つの結果は皆左伝に記する所と符節を合するが如し。これ豈(あ)に偶然の一致というべけんや。事の序(ついで)に、昭公十三年及び三十二年の間に於て歳星が一次の踰越(ゆえつ)をなせるの年を調査せんには、其の年は

$$142703<x<142722$$

$$(x-1)\div 144=整数$$

なる要件に合するものならざるべからず。此の如きものは即ち142705なり。此の年は昭公十三年後二年にして、即ち昭公十五年これなり。

木星の真の運行　抑(そもそ)も左伝国語等の書を除きて古書中歳星の位置の明瞭に記載せられたるものは呂氏春

秋に於ける「維秦八年歳涒灘」と、史記の暦書に於ける太初元年に歳星が星紀に在ることとの二あるのみ。而して太初元年の記事は最も信憑すべきものなり。凡そ歳星の真の運行は八十六年に一次を踰越するものなれば、昭公三十二年(B.C. 510)と太初元年(B.C. 104)との間には(510－104)÷86＝4……即ち四回の踰越あらざるべからず。故に太初元年に於ける星紀の位置より溯れば、昭公三十二年には星紀の位置に在らずして大火の位置に在るを真なりとす。又三統暦によれば百四十四年毎に一次を踰越するものなれば此の二つの年の間には二回の踰越あるのみ。然る時は昭公三十二年には星紀の位置に在ることとなりて左伝の記事に合す。

左伝の七十六年週期及び木星記事は三統暦によりて製作したるもの　以上述べ来れるが如く、左氏伝には七十六年の週期あり、木星の運行に基づく十二年の週期あり、又木星が百四十四年に一次を踰越するの知識あり。而して此等の記事の実録なるを証明するものは、ただ三統暦あるのみ。之を現代の天文学上の智識に照せば皆其の根柢を失うものなり。然らば則ち左伝に於ける此等の記事は三統暦家の手に成れること断々乎として明かなるものあるなり。

星紀等の十二次名について　(附)星紀、[1]玄枵等の名は淮南子、史記に見ゆることなし。淮南子及び史記にはなお此等の位置を記するに二十八宿の名称を以てせるのみ。即ち左の如し。

(一)星紀　斗、牽牛。(二)玄枵　婺女、虚、危。(三)娵訾　営室、東壁。(四)降婁、奎、婁。(五)大梁　胃、昴、畢。(六)実沈　觜觿、参。(七)鶉首　東井、輿鬼。(八)鶉火　柳、七星、張。(九)鶉尾　翼、軫。(一〇)寿星　角、亢。(一一)大火　氐、房、心。(一二)析木　尾、箕。

星紀、玄枵等の名は始めて漢書に見ゆ。されば此の種の名称は武帝以後の時代に創造せられたるものなるべ

し。史記の天官書には星辰の名称を記載すること頗る詳密なるにも拘わらず、一語も此等に及びしことなきは、其頃なお此等の名称なかりし明証なり。論者或は爾雅に此等の語を記載せられたるを以て、其の史記以前に存せざるべからざるを言うものあらん。されどこは却て爾雅の書が史記よりも後に出でたることを証するに過ぎざるのみ。爾雅につきては吾人別に説あり。其の事別問題に属するを以て今此処に詳論せず。

註

(1) 星紀等の十二次名は必ずしも史記以後のものと言わなくてもよい。単に史記以前の書に見えないというだけでは、その未成立を断定することが出来ない。

六　左氏伝の暦法　其二

春秋と左伝との暦日の齟齬　左氏伝の暦日は屢〻春秋の経文と齟齬す。古来説をなすもの、大抵之を以て、諸侯の国に於ける暦法の相違に帰し、周の正朔の既に諸侯の国に行われずして、諸侯の中には、夏の暦法を用い居るものあるの証となせり。此の説の取るべからざるは既に春秋の暦法の條に於て概論したる所なれども、今又左に数例を掲げて其の果して然るや否やを点検せん。

(一) 晋の太子申生の死したる月

太子申生の死月　春秋の経文には晋の太子申生の死を以て僖公五年の春に在りとなし、左伝の文には、之を以て前年十二月の事となせり。思うにこれ、左伝の文に於て僖公五年正月辛亥朔旦冬至なることを示せる結果なるべし。然る所以は経文に於て此の年九月戊申朔に日食あり。若し果して正月朔が辛亥ならば、太初

暦若しくは三統暦によりて推算せる結果は戊申朔を七月に置かざるべからず。故に左伝の作者は必ず経文の暦日を以て二個月を誤りたるものとなし、之によりて春の記事を前年冬に送り出したるならん。晋が夏暦を使用したる証とはなすべからず。

（二）韓の戦

韓の戦　僖公十五年の経に曰く、

十有一月壬戌。晋侯及秦伯戦于韓。獲晋侯。

と。伝に曰く、

九月晋侯逆秦師。（中略）壬戌戦于韓原。

と。此の相違は如何なる原因によるか。翌年の経を見るに、

正月戊申朔。隕石于宋五。

とあり。さて三統暦法によりて僖公十六年正月朔の干支を推算すれば丁未となる。而して戊申を以て朔とするものは正月にあらずして前年十一月にあり。よりて経文に於て十五年十一月とするものは、此の真正なるべき三統暦法にては九月とせざるべからず。これ左伝の作者が韓の戦を九月とせし所以ならん。晋が夏暦を使用せし証とはならざるなり。

（三）襄公二十七年の日食

襄公二十七年の日食　経に曰く、

冬十有二月乙亥朔。日有食之。

と。伝に曰く、

十一月乙亥朔。日有レ食レ之。辰在レ申。司歴過也。再失レ閏矣。

と。襄公二十七年の九月朔は、三統暦によれば、乙亥に当る。而して「辰在申」といえるは北斗の柄が宵に於て申の方角に建すの意にして、周暦の正月は建子の月なれば、建申の月は即ち九月に相当す。これ乙亥朔の九月にあるべき証拠として左伝の作者の特に意を用いて記載せる所なるべし。且又十一月乙亥朔と記せるは、当時の暦官が二回の閏月を置くことを怠りたる結果なるを言わんが為なり。経文に十二月とあるに拘わらず伝文に十一月と記したるは、如何にしても三たび閏月を置くことを怠りしとは誣うること能わざるによりしならんか。何となれば、三たび閏月を置くことを怠らば、全く一季の錯誤を生ずべく、たとい古代の暦家の疎漏に出ずとするも、此の如き非常なる誤あらんとは到底信ずべからざればなり。又思うに左伝の作者は経文に於ける十二月の文字を以て十一月の誤写と見做したるものにてもあるべきか。

此の日食の月は実際と合わず

抑も此の日食は、太陽暦によれば西紀前五百四十六年十月七日に在り。北斗の建を考うれば当に戌を指すの月ならざるべからず。されば辰在申とは三統暦法による逆算の誤謬にして、先秦時代の記録に非ざること明白なり。

左伝の記事と劉歆の知識との一致　漢書の五行志に此の日食を叙して曰く、「劉歆以為二九月一。周楚分。」と。これ明に左氏伝の記事が劉歆以前の春秋学者の説に合せずして、始めて劉歆の説と一致するを示すものなり。

（四）絳縣老人の語

絳縣老人の語　襄公三十年（B.C. 543）の伝に曰く、

二月癸未。晋悼夫人。食二輿人之城レ杞者一。絳縣人。或年長矣。無レ子。而往与二於食一。有レ与疑レ年。使二之年一。曰。小臣小人也。不レ知レ紀レ年。臣生之歳正月甲子朔。四百有四十五甲子矣。其季於レ今三之一也。吏走問二諸朝一。師曠曰。魯叔仲恵伯会二郤成子于承匡一之歳也。是歳也。狄伐レ魯。叔孫荘叔於レ是乎敗二狄于鹹一。獲二長狄僑如一。及二虺也豹也一。而皆以名二其子一。七十三年矣。史趙曰。亥有二二首六身一。下二如レ身。是其日数也。士文伯曰。然則二万六千六百有六旬也。云々。

と。此の説話の意味は魯が狄を敗りたる文公十一年（B.C. 616）の正月甲子朔より襄公三十年の二月癸未の日迄に $60 \times 444 + 60 \times \frac{1}{3}$ 日を経過せりということなり。文公十一年正月朔が甲子なりとはこれ三統暦法の計算によるものにして、僖公五年辛亥朔旦冬至の日より数うれば正に此の如し、文公十一年正月朔より七十三年目は襄公二十九年に当る。然るに三統暦に於て、文公十年は恰も十九年の週期の首に位するを以て其の翌文公十一年正月朔より襄公二十九年十二月晦迄の日数は 27759（七十六年の日数）－{354（文公十年の日数）＋365（襄公二十年の日数）＋384（襄公二十一年の日数）} ＝ 26668 なり。故に襄公三十年二月癸未は其の実前年十二月の下旬に在らざるべからざるものなり。其の此の如き錯誤を生じたるは何故ぞや。これ即ち前項に引きたる

襄公二十七年以前に於て再び閏月を置くことを怠りたる結果としてのみ解釈すべきものなり。是に由て之を観れば、劉歆の三統暦は常に此の種の問題を解くの管鍵たるものなり。旧来の学者此の絳縣老人の言中にある文公十一年正月甲子朔を以て夏代の暦法によりたるものとし、よりて以て晋国が夏暦を使用し居たりし証となせども、これ決して肯綮を得たるの説というべからず。且つ此等の学者は七十三年の数に拘泥して文公十一年より襄公三十年迄は七十四年なるが故に月日の計算理に合せずとなし、強いて之を夏暦の法に附会して二月癸未を前年の部に繰入れ、以て七十三の数に合せしめんとせり。焉んぞ知らん「年」は即ち収穫なる本義を脱了せずして、文公十一年正月より襄公三十年二月迄は実に七十三回の収穫を経たりしことを。而して再び閏月を置くことを怠れる結果として考うれば、前年の十二月が翌年の二月となされたるも、何等の疑うべきものなきことを。

（五）左伝中の夏暦の記事

左伝中の夏暦の記事　上来叙述したる諸例中（一）（二）及び（四）は従来の学者が認めて以て晋国が夏暦を用いたるの証となすものなれども、吾人は其の根柢なき議論なるを断ぜざるを得ず。しかも亦左伝中に夏暦に関する記事全くなきに非ず。僖公五年の條を見るに左の文あり。

八月甲午。晋侯囲二上陽一。問二於卜偃一曰。吾其済乎。対曰。克レ之。公曰。何時。対曰。童謡云。丙（漢書によれば丙の下に子の字を脱す）之辰。龍尾伏レ晨。袀服振々。取二虢之旂一。鶉之賁々。天策焞々。火中成レ軍。虢公其奔。其九月十日之交乎。丙子旦。日在レ尾。月在レ策。参火中。必是時也。冬十二月丙子朔。晋滅レ虢。云々。

と。鶉尾、鶉火、天策は皆星座の名なり。此の説話の主意は、童謡が虢国の滅ぜらるるの月日を豫言し、而して其の豫言の適中したるを述べたるなり。十二月の丙子朔を以て卜偃が九月の末十月の初となしたるは、即ち其間に於て二月の差を有するものにして、夏の正月は周の三月なるの規定に一致す。これ卜偃の言が所謂夏暦によりたるの証左なり。然るに十二月朔の丙子なることは経文に記されずと雖も、伝文に此の年正月朔を辛亥とせるものとは記載の体裁上必ず連絡すべきものなり。僖公五年正月朔が辛亥なることは三統暦法によりて推算せる結果に出でしものにして、此の事は前に已に論じたる所にて明なるべければ、此の十二月丙子朔もまた同一の根源より出でたるものなるべし。試みに三統暦法によりて計算すれば、十二月朔は正月朔辛亥より数えて29（正）＋30（二）＋29（三）＋30（四）＋29（五）＋30（六）＋29（七）＋30（八）＋29（十）＋30（十一）＋1（十二）＝326日にありて、其の干支は辛亥より数えて（326÷60＝5剰餘26）二十六日にあり。此れ即ち丙子なり。果して豫想の如し。されば此の一段の説話はまた三統暦の影響を受けたるものと推定するの外なし。況や其の童謡を引きて将来を卜するが如きは前漢末に流行せる讖緯の習気を帯べるが如きに於てをや。而して其「九月十月之交」の文あるは特に漢代の学者が重大事の一とせる夏、殷、周三正の説に基づきて、周暦と夏暦との相違の点を実例によりて示さんとせるものなるべくして、左伝の作者の苦心に成りたるものと断ずるの外なきなり。而して又僖公五年の伝に於て、天文暦日に関する記事の特に輻輳せるは、其の七十六年の週期の首に当るを以て左伝の作者の大に力を注げる所なるを察すべきなり。

春秋と相違せる左伝の暦日は三統暦家の偽作

之を要するに左氏伝の暦法は春秋の暦法と全く異にして、宛も前漢の劉歆が修正を加えたる三統暦に合す。三統暦は未だ精確なる天象観測の結果に成りしものにあ

らざるを以て、其の誤謬漸(ようや)く発見せられ、後漢の中世既に新に四分暦の制定を見るに至れり（四分暦は或意味に於て、其の太初暦に復古したるものなり）。されば其れより五六百年以前なる春秋時代の暦日を三統暦によりて逆推し、其の精確を得んことは到底不可能の事に属す。故に左伝に於ける暦日の記載にして春秋の経文によらざるものは、全く三統暦家の臆造偽作に出でたるを断定すべきなり。

七　漢書律歴志に見えたる春秋時代の暦法

漢書律歴志にある春秋時代の暦法　漢書律歴志は殆ど全く三統暦法の書なり。故に其の書経、詩経、春秋等の記事を引きて上代の暦日を説明するに当りては、常に此等の記事が全く三統暦に一致するものなるを論断して、三統暦が数千万年を通じて、些少の誤差をも生ぜざる最も精確なる暦法なることを証明せんとせり。然(しか)るに三統暦の性質たるや、吾人が既に述べ盡くしたるが如く、甚だ不精確なるものなり。故に古代の記事が三統暦に合すれば合する程、吾人は益(ますます)々其の三統暦家の偽作若(も)しくは附会のものなるを断言するに憚(はばか)らざるなり。今漢書律歴志に於ける春秋時代の暦法の記事を掲出して、三統暦家が偽作附会の跡を暴露し来らん。

春秋。隠公春秋即位十一年。及二桓公軌立一。此元年。上距レ伐レ紂四百歳。桓公春秋即位十八年。子荘公同立。荘公春秋即位三十二年。子愍公啓方立。愍公春秋即位二年。及二釐公（僖公と同じ）申立一。釐公五年正月辛亥朔旦冬至。殷歴以為二壬子一。（漢末に殷暦家というものあり。春秋命歴序には僖公五年壬子朔旦冬至とあり。これ殷暦家の説によれるものなるべし）距二成公一七十六歳。是歳距二上元一。（日月五星同一点に在りし時）十四万二千五百七十七歳（如何にして此数を得たるかといえば、三統暦による時は、五星の一点に集りし時より再び一点に集る時迄の年数は十三万八千二百四十年にして、顓頊の時此事あり。三統即ち四千六百十七年の週期を之に当てて算うれば 138240 ÷ 4617 = 30 不足 270 にして、顓頊の時此事ありし年よりして二百七十年の後十一月甲子朔旦冬至を得。此年より四千六百十七年を経て太初元年となるなり。而して僖公五年は太初元年に先だつこと五百五

十一年なれば 138240 + 270 + 4617 − 551 + 1 = 142577 を得るなり。

春王正月辛亥朔日南至。八月甲午晋侯囲二上陽一。童謡云。丙子之辰。龍尾伏レ辰。袀服振々。取二虢之旂一。鶉之賁々。天策焞々。火中成レ軍。虢公其奔。卜偃曰。其九月十月之交乎。丙子旦。日在レ尾。月在レ策。鶉火中。必是時也、冬十二月丙子滅レ虢。言レ歴者以二夏時一。故周十二月夏十月也。是歳歳在二大火一。故伝（国語）曰。晋侯使二寺人披伐レ蒲、重耳奔レ狄。董因曰。君之行。歳在二大火一。後十二年。聲之十六歳。歳在二寿星一。故伝（国語）曰。重耳処レ狄。十二年而行。過二衛五鹿一。乞二食於野人一。野人挙レ塊而与レ之。子犯曰。天賜也。後十二年。必獲二此土一。歳復二於寿星一。必獲二諸侯一。後八歳。聲之二十四年也。歳在二実沈一。秦伯納レ之。故伝（国語）曰。董因云。君以レ辰出。而以レ参入。必獲二諸侯一。春秋聲公即位三十三年。子文公興立。文公元年距二辛亥朔旦冬至一二十九歳。是歳閏餘十三。正小雪。閏当レ在二十二月後一。而在二三月一。故伝（左伝）曰。非レ礼也。後五年閏餘十。此歳亡レ閏而置レ閏。閏所三以正二中朔一也。亡レ閏而置レ閏。又不レ告レ朔。故経曰。閏月不レ告レ朔。言レ亡二此月一。伝（左伝）曰。不レ告レ朔非レ礼也。（孔子が春秋の経文を記するに当りては、ただ閏月に告朔の式を行わざり事実を述べたるのみ。若し左氏の言の如く閏を置きしを咎めたりとせば、吾人は更に孔子が標準とせる暦法の如何なるものなりかを問わざるべからず。而して左氏が取る所の暦法は孔子の時に未だ有らざりし所のものなり。孔子何ぞ之を知ることを得んや。又之によりて当時の暦家の疎漏を咎むることを得んや）春秋文公即位十八年。子宣公倭立。宣公春秋即位十八年。子成公黒肱立。成公十二年正月庚寅朔旦冬至。（左伝に記載なし。三統暦によりて算すれば正に此の如し）殷歴以為二辛卯一。距二定公七年一。七十六歳。春秋成公即位十八年。子襄公午立。襄公二十七年距二辛亥一百九歳。九月乙亥朔。是建レ申之月也。魯史書二十二月乙亥朔。日有レ食レ之。伝（左伝）曰。冬十一月乙亥朔。日有レ食レ之。於レ是辰在レ申。司歴過也。再失レ閏矣。言三時実行以為二十一月一也。不レ察二其建一。不レ考二之於天一也。二十八年距二辛亥一百一十歳。歳在二星紀一。故経曰。春無レ冰。伝（左伝）曰。歳

在二星紀一。而淫二於玄枵一。三十年歳在二娵訾一。三十一年歳在二降婁一。是歳距二辛亥一百一十三年。二月有二癸未一。上距下文公十一年会二于承匡一之歳夏正月（夏暦の正月というの意なれど夏字は必ず後人の攙入なり。何となれば、三統暦法による推算の結果は、此年周暦正月朔が甲子に当ることを証明すればなり）甲子朔。凡四百四十五甲子。奇二十日。為レ日二万六千六百有六旬。故伝（左伝）曰。絳縣老人曰。臣生之歳正月甲子朔。四百四十有五甲子矣。其季於レ今三之一也。師曠曰。郤成子会二于承匡一之歳也。七十三年矣。史趙曰。亥有二二首六身一。下二如レ身。則其日数也。士文伯曰。然則二万六千六百有六旬也。春秋襄公即位三十一年。子昭公稠立。昭公八年歳在二析木一。十年歳在二顓頊之虚一。玄枵也。十八年。距二辛亥一百三十一歳。五月有二丙子戊寅壬午一。火始昏見。宋衞陳鄭火。二十年春王正月。距二辛亥一百三十三歳。是辛亥後八章首也、正月己丑朔旦冬至。失レ閏。故伝（左伝）曰。二月己丑日南至。（此年の冬至はチャルマーズによれば、辛卯に当る）三十二年。歳在二星紀一。距二辛亥一百四十五歳。盈二一次一矣。（三統暦法に木星一年の運行を一周天$\times\frac{1}{12}\times\frac{145}{144}$となせり。然も其実は大略一周天$\times\frac{1}{12}\times\frac{87}{86}$なり）故伝（左伝）曰。越得レ歳。呉伐レ之。必得二其咎一。春秋昭公即位三十二年。及二定公宋立一。定公七年正月己巳朔旦冬至。殷歴以為二庚午一。距二元公一七十六歳。春秋定公即位十五年。子哀公蒔立。哀公十二年冬十一月（今の左伝には十二月に作る。されどこれ却て伝写の誤なるべし）流火。非二建戌之月一也。是月也螽。故伝（左伝）曰。火伏而後蟄者畢。今火猶西流。司歴過也。詩曰。七月流火。（火はScorpio中の一等星なり。此年冬十一月はチャルマーズによれば、凡そ陽暦十月に当る。即ち建戌の月なり。B.C. 483に於て此月の夕に火の見ゆることなし。左伝には此語を以て孔子の言う所となせりといえども信ずべからず。此説話は必ず経文に於て十一月に螽ありといえるに附会せる後人の偽作なるべし）春秋哀公即位二十七年。自二春秋一盡二哀十四年一。凡二百四十二年。

以上律歴志の文中に在る所は、多くは左伝の暦法の章に於て既に引用し論評せる所のものなり。仔細に之を研究すれば、漢末暦家の用意の極めて周密なるに驚かざるを得ず。其の三統暦をして精確なる推歩に基づけること、現今の暦法の如くならしめば、数千年を経たらん後というとも、誰が左氏伝の記事の偽作なりしを

窺い知ることを得んや。

八　左氏伝は漢の劉歆の偽作なり

序言　吾人は漢代に於ける暦法を研究して之を左氏伝の記事に参照し、遂に其の春秋の暦日と齟齬して却て劉歆の三統暦法と符節を合するが如きを見、又劉歆の三統暦法が希臘のカリポスの創めたるサイクルに易理を習合せる頗る非科学的のものなるを見て、左氏伝中の暦日に関する記事にして、特に三統暦法に合するものは、必ず三統暦家の偽作に出でしものならざるべからざるを断定するを得たり。而して此の偽作を試みたる三統暦家の果して何人なるかを定むるにつきては、先ず左氏伝の伝来につきて研究する所なかるべからず。

左氏伝は劉歆によって世に出さる　左氏伝は劉歆以前に於ては未だ世に知られず。左丘明の著として世に伝わりしものはただ国語ありしのみ。国語は司馬遷が其の史記を録するに当りて引用したるものの一なり。但し其の書たるや、今の世に存する国語とは同一物にあらずと雖も、其の一部分は今のものの中に伝えられたるなるべし。而して司馬遷の時代に左氏伝の存在せしや否やは実に疑わしく、史記中往々春秋古文、左氏春秋等[1]の語なきに非ずと雖も、何れも後人の攙入に成りたるの嫌疑なきに非ず。何となれば史記が司馬遷以後に於て多少の附加を蒙りたるは明白なる事実なればなり。又漢書に至りては其の儒林伝に賈誼、張蒼等の名を掲げて漢初に於ける左氏春秋の伝来を述べ、其の河間献王伝には、左氏春秋の採集せられたる事を記したれども、漢書は劉歆以後の書にして、其の記事中には劉歆の著述を転載したるものあれば、未だ充分

なる証憑となすに足らず。抑も左氏伝の世に出ずるに至りたる手続は漢書劉歆の伝の中に詳なり。今其の大意を叙すれば劉歆は孝成皇帝の河平年中(B.C. 28–25)に詔を受けて其の父なる劉向と共に秘府の書籍を校することを掌り、六芸、伝、記、諸子、詩、賦、数術、方技を講究して其の蘊奥を得たりしが、嘗て秘書中より古文字にて記せる春秋左氏伝を発見し、大に之を愛読したりき。其頃丞相の史官たる尹咸も左氏に通ずるの故を以て、劉歆と共に経伝を校したれば、劉歆は尹咸と丞相翟方進とに就きて左氏伝の訓詁天文等に関する質問を試み、又始めて伝文を引きて経文を解し、義理の攻究も大に備わることとなれり。漢代に於ける春秋の学は最初公羊伝広く行われ、其の後穀梁伝出で、劉歆の父劉向は此の穀梁伝を広むるに功ある人なりしが、劉歆に至りて始めて大に左氏伝を標榜して其の三伝中最も優良なるを主張し、其の漸く哀帝に親近せらるるに及び、敢て建言して左氏春秋及び毛詩、逸礼、古文尚書を大学に採用せしめんとせり。哀帝は之によりて劉歆をして五経博士等と此等の書の義理を討論せしめたりしに、博士等は多くは之に対して耳を傾くることなく、其中に於て過激なる人々は却て劉歆を弾劾して、恣に旧章を改乱して先帝の立てたる経学を非毀すと奏するに至れり。劉歆は之によりて一たび都を去るの止むなきに至りしが、其後大に王莽に用いられてより、其の学も稍広まりたれど、後漢の世に入りてもなお之を非難するもの多く、光武帝の建武年間一たび大学に採用せられしも、論難依然として止まず、暫時にして廃せられき。其後劉歆の左氏学は鄭興、賀逵等に伝わり、鄭興及び其の子鄭衆の盡力によりて、和帝の元興十一年(西暦九十九年)再び大学に採用せられ、遂に公羊、穀梁の二伝を圧倒するに至れり。

註

(1) 左氏春秋は古の国語の異名であったであろう。但し今の左氏伝及び国語は何れも古の国語にあった資料を用いて、その上に種々の添加をして居るものと思われる。古の国語は戦国時代の著作であろう。

左伝の暦日記事の三統暦に合するものは劉歆の手に成る　以上叙述する所を以て見れば、左氏伝は劉歆が始めて之を世間に発表したるものなり。而して劉歆は実に三統暦法の創立者なり。然らば則ち左氏伝中の記事にして、三統暦の智識を包含するものは、劉歆の手に成りたること、毛頭疑うべき所なし。但し劉歆と共に左氏伝を校合し、且つ劉歆の質問を受けたりといえる尹咸は、嘗て太史令となりたりし人にて、数学に長じたりといえば、三統暦法の創立及び之を左氏伝中に適用することは、其の実此の人の努力に出でたるものなるべし。されば五経博士等が劉歆を以て恣に旧章を改乱せるものとなせるも、当然の事理なりというべし。

次に来る問題　次に来るべき問題は、左氏伝の暦日に関する記事のみが特に劉歆によりて攙入せられたるものにして其他の部分は既に其の以前に存在したりや否や、是なり。

左伝に前漢末の学風の一般的影響あり　吾人は暦法上の研究によりて左氏伝の一部分が前漢末の学術に影響せられたるを知る。然らば則ち其他の部分にしてまた同時代の学風を表現するが如きものあらば、此等をも亦劉歆等の手に成りたりと信ずべき理由を有す。吾人は是に於て左伝を調査して、讖緯、卜筮、等の諸点に於ても亦前漢末に於ける劉歆等一派の学風と密接なる関係ありと認むべき記事を検出するを得たり。今左に其の概略を述ぶべし。

讖緯　（一）讖緯。讖緯の学は前漢の末葉に於て始めて起る。讖は神秘なる原因によりて現れたる文字或は語句等を指し、緯は孔子の著作といえる古文字の書を指し、経書を輔翼するの義あり。緯書の孔子の著に非ずして前漢の学者の仮託に出でたるや論なし。讖緯の学とは即ち讖或は緯によりて未来を察するの学なり。今左伝中に見えたる神秘なる文字によりて未来を察するの例を挙ぐれば、其の巻頭に於て隠公の事を叙するの條に曰く、

宋武公生二仲子一。仲子生而有三文在二其手一。曰為二魯夫人一。故仲子帰二于我一。

と。これ仲子の手掌の紋が自ら魯（古文炁）なる文字を成して、他日魯の夫人となるを豫示せるをいえるものなり。

卜筮　（二）卜筮。前漢の末葉、京房の易、盛に行わる。其の説従来の諸家の説と大に異なりて、一年の日数三百六十五日四分の一に六十四卦を配当して毎日の吉凶を定むるが如き、極めて煩瑣なるものなりき。次で費直の易出で、古文字にて記したる本文のみによりて判断をなし、煩瑣なる方法をば一切之を却けたりという。後漢の鄭玄は左氏伝を崇拝するものにして、兼て費直の易を学ぶものなり。費氏の書今伝わらざるを以て、暫く鄭氏の説によりて之を察するに、互体を論ずること其の特色なるが如し。互体とは易卦の六爻の中に於て、第二爻より第四爻に至るまでを取りて一卦とし、又第三爻より第五爻までを取りて一卦とすることを言う。元来易卦の六爻は之を上下の二卦に分つべきものなれば、互体を論ずることは必ず第二次の発展ならざるべからず。而して費直以前の易説に於ては、互体の説ありしや否や明ならず、又京房の説には決して互体を含まざれば、此の事或は費直の創説なりしやも未だ知るべからず。今左伝を検するに、互体を

見て占するの記事あり。僖公十五年の條に曰く、

（上略）其卦遇レ蠱☶☴。曰千乗三去。三去之餘。獲二其雄狐一。夫狐蠱。必其君也。蠱之貞風也。其悔山也。歳云秋矣。我落二其実一。而取二其材一。所二以克一也。実落材亡。不レ敗何待。

と。☶は艮にして山、狐及び果実の義あり。☴は巽にして風の義あり。其の互体なる☱は兌にして正秋の義あり。☳は震にして車の義あり。故に此の卜筮の辞中に千乗といい秋といえるは、皆互体の説より出でたるものなり。然らば則ち左伝中の卜筮の記事もまた前漢末の学風の影響を受けたるものなるべし。

古文字と古制度　此の他尚漢末に於て生じたる著しき機運は、古字の学と、古制度の学の勃興なり。而して左氏伝は古字にて書せられ、其の中には周代の制度を詳説すること多し。これまた前漢末の学風の影響を受けたりと見るべきものなるべし。

左伝はすべて劉歆の編纂に成る　以上の諸例によりて考うれば、左氏伝中には、暦日に関する記事以外に於て、なお前漢末の学者の手に出でたりと信ぜらるべき多くの分子を有す。果して然らば、左氏伝の書たとい劉歆以前に存せりとするも、其の劉歆の手を経て世に出ずるに当りては、必ず大なる改撓を経たりしなるべし。況や劉歆以前に左氏伝の存在せりといえる証憑の極めて薄弱なるに於て、吾人は其の全部が劉歆の編纂に出でたりとなすことの却て正当なる見解なるを思はずんばあらず。

左伝の著作は漢末の風気に合す　熟ら按ずるに、漢代経学の本幹は所謂訓詁の学にあらずして天人の関係を察するの点にあり。詳言すれば占星を論じ、災異を論じ、卜筮を論じ、豫言を論じ政治と天象との関係を論ずるにあり。董仲舒が武帝を説きて儒学を採用せしめたるも、其の天人合一の理を述べたるが為なるこ

とは、其の上書を読みて明に知ることを得べし。これより後の学者、皆五経を籍りて災異を論じ、競うて豫言を試み、之によりて王公の尊信を得たるもの多く、前漢の末葉には偽書を作りて新説を標榜するものを生じ、遂には緯書を偽作して之を孔子の名に託するものあるに至り、揚雄の如きは更に古人の名に託せずして自ら太玄、法言を著し以て易経、論語に陵駕せんと試むるに及べり。此の如き時代の風潮に棹すものにして有為の資あるものは、必ず自ら新説を樹てて以て一世を睥睨せんことを求むるは理の観易き所なり。劉歆皇族の末に列し博学多才にして功名の心燃ゆるが如し。其の秘府の書を校するの任を帯びて、他人の窺知るを得ざるの所に立ち、豊富なる材料と多数の学徒とを使役して儒書の製作を試み、之を古人の名に託して世俗の信用を買わんとするの事、決して無しというべからず。而して左氏伝の書及び其の学説は実に劉歆によりて始めて世に公にせられ、其の眼目とする所は天人の関係にありて正に漢代経学の風気に合し、且つ其中に前漢末世の傾向の明に認むべきものあり。而して其の暦法に至りては又実に劉歆の創定する所に係る。然らば則ち左氏伝の書が劉歆の編著に出ずるものなること論を須たずというべし。其の文辞の先秦の気象を帯びたるが如きは従来存在せる国語中の材料を採取し或は之を模擬したるが為なること疑うべきにあらず。其の文字を古文即ち古字となせるは、当時に於ける古文字学（小学）の流行に合するものにして、其の文辞を古文辞となしたるも、また当時に於ける古文辞派（爾雅）の趨向に副えるものなり。然らば則ち其古字、古語、古文辞なるの故を以て直に之を先秦の遺篇と断ずるの理由は毫も存することなし。

左伝に関する古来の批判——啖助より康有為まで

抑も左氏伝の価値を疑うもの古来其の人少からず。漢代の諸儒の駁議は今措きて論ぜざるも、唐の啖助は既に之を評して「叙事雖レ多。繹意殊少。是非交錯。混

然難レ証。」といい、宋の林栗は其の中にある君子曰云々の評語を以て劉歆の辞なりとなし、朱熹も亦君子曰云々の條を以て義理浅薄にして見るに堪えずといい、又其の著作の年代及び著者を論じて、

左氏不三必解二是丘明一。如二聖人所レ称。煞是正直底人。如二左伝之文一。自有二縦横意志一。史記却説。左丘失レ明。厥有二国語一。或云。左丘明左丘其姓也。左伝自是左姓人作。又如下秦始有二臘祭一而左氏謂中虞不レ臘矣。上

是秦時文字分明。

といえり。其後清朝の中世以後公羊伝の学復び起るに及び、左伝を駁撃する者益〻多く、康有為の如きは新学偽経考を著して、其中に左氏伝が劉歆の偽作に成れるを辯じて殆ど餘蘊なきに至れり。其の漢書劉歆伝を論ずるの條に曰く、

按。班固浮華之士。経術本浅。其修二漢書一。全用二歆書一。不レ取者僅二万餘言。其陥二溺於歆学一。久矣。此。為二歆伝一。大率本二歆之自言一也。左氏春秋至下歆校二秘書一時上乃見。則向来人間不レ見可レ知。（中略）云。歆従二尹咸翟方進一質二問大義一。此与下儒林伝叙二左氏師伝一。自二賈誼一至中尹更始上。皆歆偽二造淵源一。按翟方進伝云。受二春秋一。積二十餘年一。経学明習。徒衆日広。諸儒称レ之。又云方進難レ受二穀梁一。然好二左氏伝一。其左氏則国師劉歆師也。方進雖レ習二春秋一。実非二左氏一。歆既重二其名位一。又必託レ所二由来一。称二父向不レ能レ非。既誣二其父一。又誣二其師一。可レ謂下絶無二人心一者上矣。尹咸本同校レ書者。然但校二数術一。経学必不レ如レ歆。足レ見二其偽一（中略）乗下父向既歿。独任二校書一。無丙人知乙秘府之籍甲。因得下借二秘書一而行中其偽上。漢世春秋之学最盛。歆思三自樹二一学一。校レ書得二左氏国語一。以為可三借レ之釈レ注。以售二其奸一。不レ作二古字古言一。則天下士難レ欺。故託二之古文一。此歆以二古文一偽レ経之始也。

と。以て其の論鋒の犀利なるを見るに足れり。然りと雖も康有為の論ずる所は、皆消極的の方法に係り、未だ確乎たる証左を挙げて、其の然る所以を断言すること能わざりき。吾人今漢代暦法の研究の光を以て左氏伝の記事を照すに及びて、康氏の論辯も、始めて其の根拠を得、二千歳の疑事始めて氷釈するを得たり。

註

(1) 劉逢禄の左氏春秋考証は第一に注意すべきものである。

チャルマーズの左伝の批判　チャルマーズの研究は、左氏伝の著作せられたる時代の論に及び（レッグ英訳春秋巻首第一百頁）其の歳星の記事を以て之を戦国の中葉西紀前三百四年若しくは其の前後に於ける観測の結果に基づきて逆算せるものとなし、之に依て左氏伝を其頃の産物と推定せり。されどこは襄公二十八年に於ける「歳在星紀而淫於玄枵」の文のみによりて論じたるものにして、未だ徹底したる意見にあらず。ジェームス・レッグは此の説に依て更に歳星に関する記事が其頃新に作為せられ、其後秦漢の際に至りて左丘明の著述中に攙入せられたるものとなせり。されど是亦精到の見にあらず。思うにチャルマーズの論ずる所は西欧日新の学術を応用したるものにして、従来日本支那の学者の説く所に比ぶれば優に一頭地を抜けるものなりと雖も、漢籍の渉猟未だ広きを得ずして、遂に往々其の結論を誤るに至れるは、其の人の為めに大なる遺憾とすべきなり。

結論　漢代の暦法より見たる左伝の真偽は以上論ずる所略〻其の大体を盡せり。之を要するに漢代の暦法は、アレキサンダー大王が遠征後即ち戦国以後に於て希臘より支那に伝来せるものにして、劉歆[1]は此の暦法即ち太初暦と易理とを習合して新に三統暦を作り、同時に諸般の新学説を結合し、此等の典拠を孔子の春

秋に置かんが為に、之を其時代の史実中に織込みて左氏伝を編輯し、以て自家の学説を宣伝するの資に供したるものなり。

註

(1) これは戦国時代の中頃西紀前四世紀の後半に於て西方から支那に伝来したものと修正すべきである。

(明治四十五年、東洋学報第二巻第一、二号掲載)

- 『天文暦法と陰陽五行説』（恒星社、一九三九年五月）所収。
- 読みやすさのために、旧かな遣いは新かな遣いに変更し、適宜振り仮名をつけた。
- PDF 化には LaTeX 2_ε でタイプセッティングを行い、dvipdfmx を使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/sciencelib.html

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、「科学図書館掲示板」

http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs

を御覧いただくか、書き込みください。